

ごみを出さない社会をめざして
(練馬区第 2 次一般廃棄物処理基本計画)

平成 1 8 年 3 月

練 馬 区

練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画策定にあたって

「一般廃棄物処理基本計画」は、ごみ処理・リサイクル事業や生活排水処理事業を円滑かつ計画的に推進するために、*廃棄物処理法第6条の規定に基づき市町村が策定する長期計画です。国の指針では、計画の対象期間を10～15年とし、概ね5年ごとに見直すこととなっています。

区では、清掃事業が東京都から移管された平成12年に、練馬区一般廃棄物処理基本計画を策定しました。平成8年から取り組んでいる「練馬区リサイクル推進計画」と一体となって循環型社会の形成に向けた清掃・リサイクル事業を進めているところです。

この間、国においては*循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種リサイクル法が制定・施行されたほか、ダイオキシン対策関連法など、さまざまな法制度上の変化がありました。その中で、循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月）や廃棄物処理法に基づく基本方針（平成13年5月）が策定されましたが、それぞれの数値目標の達成が容易ではない状況にあります。また、都にあっては、23区に残された唯一の最終処分場でもある、東京港の埋立処分場の延命化が重要な課題となっています。このため、国の中央環境審議会や都の廃棄物審議会においては、相次いで廃棄物行政に関する意見具申、答申を行っています。

このような状況の中で練馬区一般廃棄物処理基本計画および練馬区リサイクル推進計画を改定するにあたり、区長の委嘱を受けた区民・事業者・学識経験者で構成する練馬区循環型社会推進会議から、平成17年10月に以下の2点について答申をいただいたところです。

- 1 廃棄物の減量および処理に関する基本的事項
- 2 リサイクルの推進のための基本的事項

本答申を受け、区では練馬区一般廃棄物処理基本計画を改定し、区民・事業者・区が一体となっごみの発生が少ない循環型社会づくりを推進し、次世代に「人と環境が共生する安全で安心なまち練馬区」を引き継ぐことをめざしています。

目 次

計 画 編.....	1
第 1 章 本区を取り巻く状況.....	2
1.1 循環型社会をめぐる動向.....	2
1.2 計画改定にあたっての課題.....	4
第 2 章 計画の基本事項.....	12
第 3 章 基本理念と計画推進の考え方.....	15
3.1 基本理念・めざす都市像.....	15
3.2 計画目標と推進戦略.....	18
3.3 ごみの排出抑制・資源化の数値目標.....	20
第 4 章 循環型社会推進計画（ごみ処理基本計画）.....	23
4.1 発生抑制の推進 — ごみを生み出さない社会をめざして.....	25
4.2 リサイクルの推進 — 多様なリサイクルシステムの構築をめざして.....	28
4.3 参画と協働体制の推進 — 取り組みの輪の広がりをめざして.....	31
4.4 ごみの適正処理の推進 — ごみのないきれいなまちづくりをめざして.....	33
第 5 章 生活排水処理基本計画.....	38
用語解説.....	40
資 料 編.....	45
清掃・リサイクル事業関連資料.....	46
人口・世帯数・事業所数.....	46
資源リサイクル・清掃事業.....	48
処理に関する費用.....	55
平成 16 年度ごみ排出原単位調査結果の概要.....	57
平成 16 年度区民アンケート調査結果（抜粋）.....	59
平成 16 年度事業所アンケート調査（抜粋）.....	63

計 画 編

第1章 本区を取り巻く状況

1.1 循環型社会をめぐる動向

1 国際的な動向

地球温暖化防止のための京都議定書が発効されるなど、国際的にも循環型社会の構築が急務となっています。

1992年(平成4年)のリオ・デ・ジャネイロにおける地球サミット以来、着々と進められてきた地球環境問題への国際的な取り組みは、平成17年2月16日に*京都議定書が発効されたことにより、新たな段階に入りました。我が国は、平成20年から24年までに平成2年比で6%の*温室効果ガスの排出量削減を行うことが国際的な約束となっていますが、平成15年度の数値では、逆に8%増加しているのが現状です。

一方、次項に述べるごみの3R推進についても、平成16年に開催されたG8サミット(シーアイランドサミット)で我が国が提唱した「*3Rイニシアティブ」が合意され、続く平成17年4月に東京で開催された3Rイニシアティブ閣僚会合で、国際的な協力のもと、取り組みを一層充実・強化していくことが合意されました。

地球環境を保全し、持続的な社会を形成するという国際的な目標達成に向けては、国全体での取り組みはもちろんのこと、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会、生活スタイルの見直しに向け、地方自治体でもより一層の取り組みを進めなければなりません。

2 国等の動向

3Rの優先順位が共通認識となりつつある中、ごみの発生・排出を抑制するため、生産者・排出者責任のあり方の見直しが進められています。

平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定・施行され、その中で発生抑制(リデュース:Reduce)が最も優先され、次いで再使用(リユース:Reuse)、再生利用(リサイクル:Recycle)を進めるという、いわゆる3Rの考え方が共通認識となりました。

ごみの発生そのものを抑えるには、製品の設計・製造段階から原材料の使用の抑制、長寿命化、リサイクルの容易性の向上など、さまざまな対策が生産者に求められています。また、生産者は製品が廃棄された後まで適正処理やリサイクルに責任を持つべきという、いわゆる拡大生産者責任(EPR:Extended Producer Responsibility)の考えに基づき、*家電リサイクル法、*自動車リサイクル法などさまざまなリサイクル法が制定・施行され、先行的に施行されていた*容器包装リサイクル法も、施行後10年を経て、見直しが行われています。

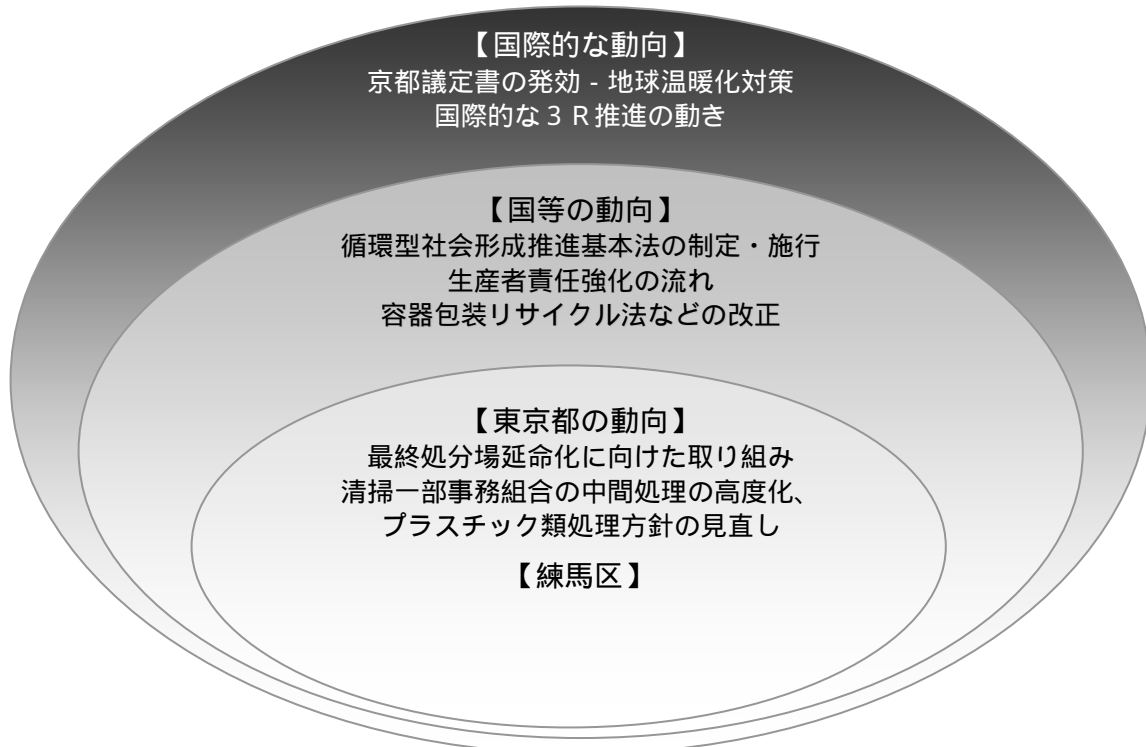
一方、ごみの排出者（区民や事業者）に対しても、発生抑制や再使用を進めていくためには経済的インセンティブを活用することが重要であり、ごみの有料化は、ごみ排出量に応じた負担の公平化が図られること、排出者の意識改革につながることから、ごみ収集の有料化促進が国においても議論されています。

3 東京都の動向

最終処分場の延命化など、共通する課題の解決に向け、今後も23区の連携が求められています。

23区では、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を区が、ごみの*中間処理を東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一部事務組合」という。）が、そして最終処分場の設置・管理を東京都が、それぞれ役割を分担しています。

最終処分場については、今後新たな処分場を確保できる見通しが立っていないことから、23区で唯一の最終処分場である東京港の埋立処分場の延命化が重要な課題となっており、各区は、ごみ排出量をより一層抑制することが求められています。また、東京都では、平成16年には、*東京都廃棄物審議会において、廃プラスチック類を「埋立不適物」とし、リサイクルできないプラスチック類については、「焼却による*熱回収を進めるべき」という答申が行われました。



図表1 循環型社会をめぐる動向

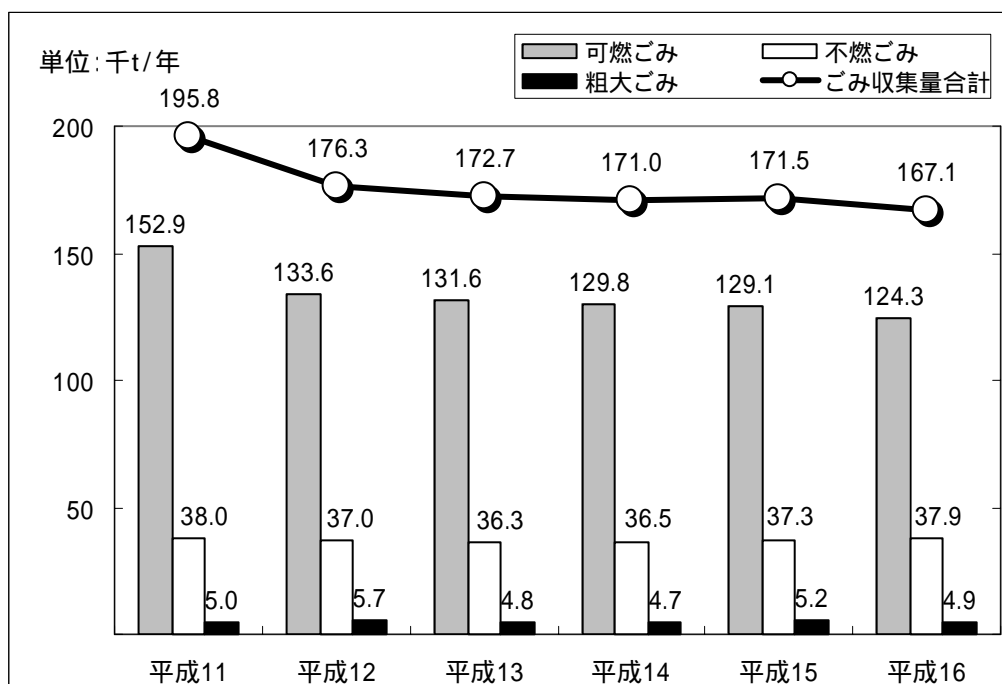
1.2 計画改定にあたっての課題

1 発生抑制 ごみを出さない社会に向けて

(1)ごみ量全体は減少傾向にあるものの、不燃ごみは増加傾向にあります。生活スタイル・事業活動の見直しによる、さらなる発生抑制が必要です。

練馬区が収集するごみ量は、人口が毎年増加しているにもかかわらず、平成6年度以降毎年減少を続けてきました。ごみの種類別で見ると、可燃ごみは毎年度減少傾向、粗大ごみはほぼ横ばいの状態となっていますが、不燃ごみは平成14年度以降増加に転じています。不燃ごみの約半分は比重の軽いプラスチック類で占められているため、今後も不燃ごみが増加すると、収集経費の増大や最終処分場の残余容量の圧迫など、容積面で大きな影響が出ることが懸念されます。

近年の*排出実態調査では、ごみの中に、資源化できるものが多く含まれており、分別の徹底により可燃ごみや不燃ごみをより一層削減することが可能です。しかし、不用になった後で資源とごみを分別するよりも、ごみの発生そのものを抑制する方が、環境負荷の面でも、社会的な費用の面でも望ましい方向です。区民・事業者の生活スタイル・事業活動の見直しによって、本区のごみの減少傾向をより一層加速させることが求められます。



図表2 練馬区のごみ収集量の推移

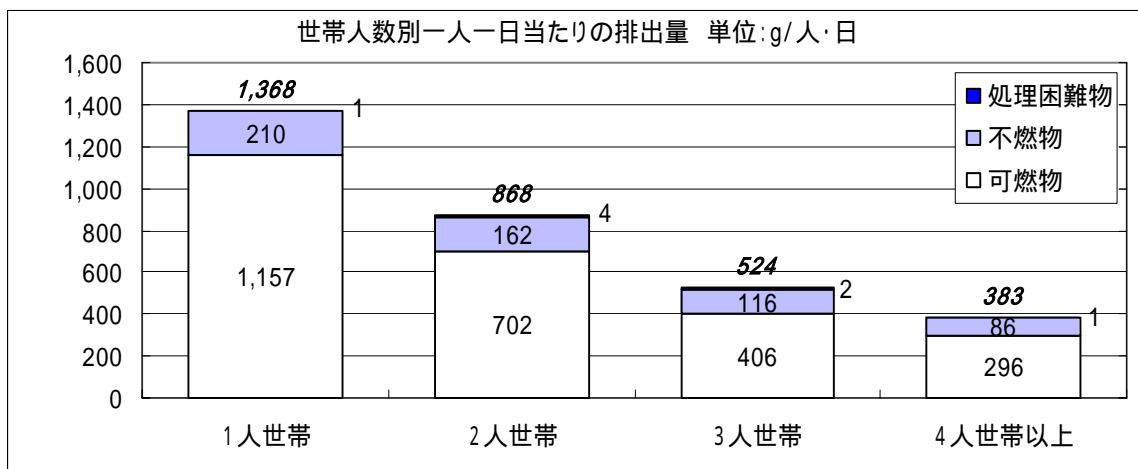
(2)ごみ問題と「地球環境」とのつながりを認識し、生活スタイルや事業活動の変革を図る必要があります。

3 Rの考え方は、限りある貴重な資源を保全し、次世代に残すための有効な手段です。しかし、その過程でエネルギーを消費し、*環境負荷を招くこともあります。

地球温暖化問題を世界的に取り組まなければならない今、日常生活や事業活動の中で、「ごみとなるものを持ち込まないこと」「ものを長く大事に使うこと」といった発生抑制をまず優先することを心がけるよう、より一層区民や事業者への働きかけを行う必要があります。

(3)世帯構成の変化が、ごみ量・ごみ質にも影響を与えています。

区内には約31万の世帯があり、その内単身世帯が3分の1以上です。区が行った*排出原単位調査では、一人一日当たりの不用物の排出量は、一人世帯の場合1,368gで、二人世帯よりも500g多く、三人世帯よりも約800gも多い結果となっています。少子・高齢化の流れの中で、世帯人数は今後も減少する傾向にあり、一人あたりのごみ量やごみ質が変化していくことが考えられます。



図表3 世帯人数別の一人一日当たりの不用物の排出量（平成16年度排出原単位調査より）
表中の処理困難物とは、*適正処理困難物のこと

(4)ごみに対する「無関心層」への働きかけが必要です。

区民全体に資源・ごみの分別や3 Rの考え方に対する意識は高まっていますが、排出抑制や分別に無関心な層も見られます。例えば、一人世帯の中でも若年単身者層にあっては、在住期間が比較的短い場合も多く、地域とのかかわりが少なくなりがちです。こうした区民が、地域とのつながりが持てるように働きかけるとともに、地域と区が協働して情報の提供やごみの減量・分別の徹底を働きかけることも必要です。

(5)ごみの出ない事業活動への転換を促す必要があります。

事業活動から出るごみは自己処理が原則であり、個々の事業所において適正な分別と処理が求められますが、その前段階として、事業活動そのものを見直すことにより、ごみの発生を抑制し、環境に配慮する事業活動へと転換していくことが求められています。

特に、区内の2万3千を超える事業所の80%以上は、従業員数10人未満の小規模零細企業です。こうした企業においては、従業員一人ひとりの意識の向上なくして、ごみの減量は実現できないことから、各事業経営者の意識の向上とあわせ、従業員に対する指導も重要です。

(6)区民と事業者の接点である「流通・消費」の段階での取り組みが必要です。

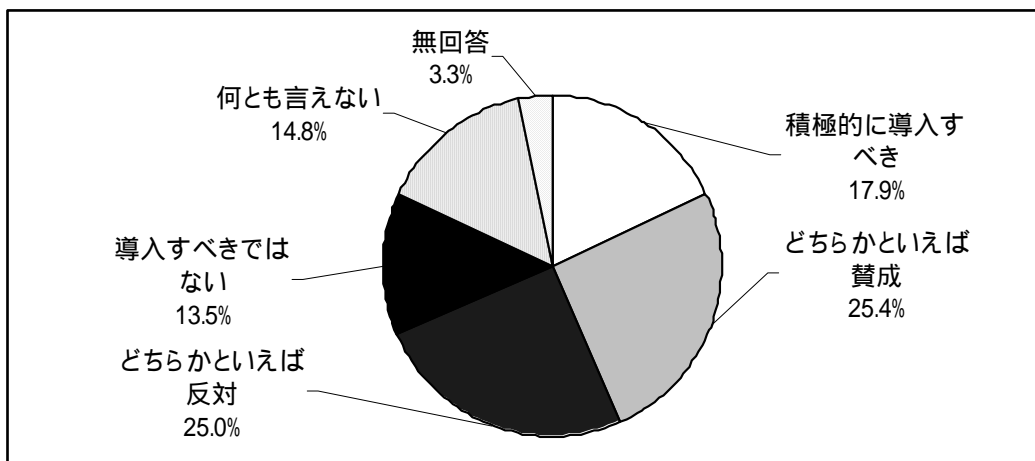
大量生産・大量消費の社会システムは、地域を越えて広がっており、区単独で直接働きかけることは困難ですが、日常生活の見直しを通じて、ごみになりにくい、環境に優しい商品の開発等を事業者働きかけていくことは必要です。また、コンビニエンスストアや量販店等の出現に見られるように、区民のニーズに合わせた流通形態が生じてきています。このようなことから、事業者と区民をつなぐ区内流通事業者と共同した取り組みが必要です。

(7)家庭ごみの有料化の問題についての検討が必要です。

排出者の負担の公平化、ごみの排出抑制、資源化の徹底効果が期待されることから、家庭ごみの有料化を導入する自治体が増えています。国でも、ごみ収集の有料化を推進するよう*方針の中で示しています。一方で、不法投棄の増加の懸念や、「区民の負担を増やす前に、無駄なもの、ごみになりやすいものを作ったり売ったりする企業の責任を問うべきではないか」といった課題があります。

昨年度行った区民アンケート調査によると、「積極的に導入すべきである」と「どちらかといえば導入に賛成である」を合わせた肯定的な意見が43.3%、「どちらかといえば導入に反対である」と「導入すべきではない」を合わせた否定的な意見が38.5%でした。

今後は、国等の動向に注目しつつ、家庭ごみの有料化問題についても検討する必要があります。



図表4 ごみ収集有料化の導入について（16年度区民アンケート調査より）

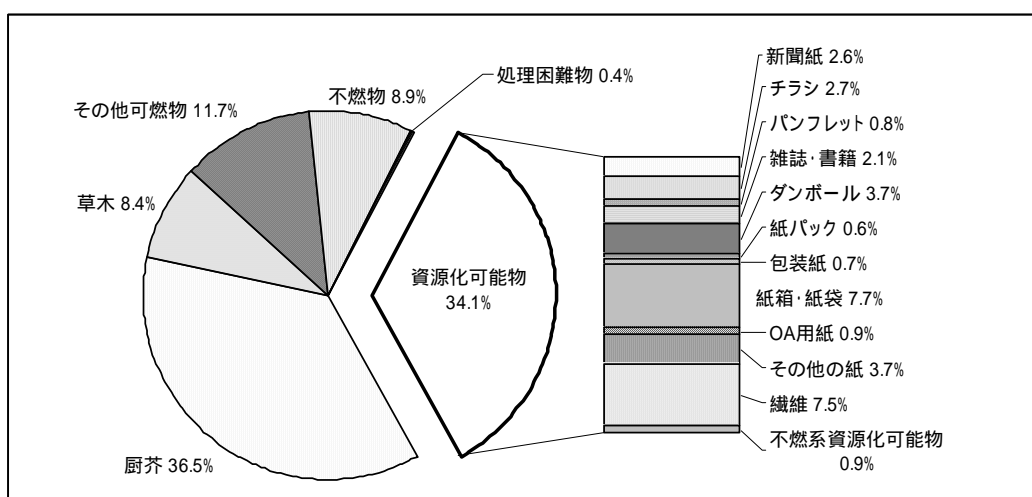
(8)国等に対する情報発信が必要です。

国においては循環型社会の形成に向け、今後とも容器包装リサイクル法の見直しなど各種法制度の整備を継続して進めていく方向であることから、区からもさまざまな機会をとらえて積極的な情報発信を行い、国に対応を求めていくことが必要です。

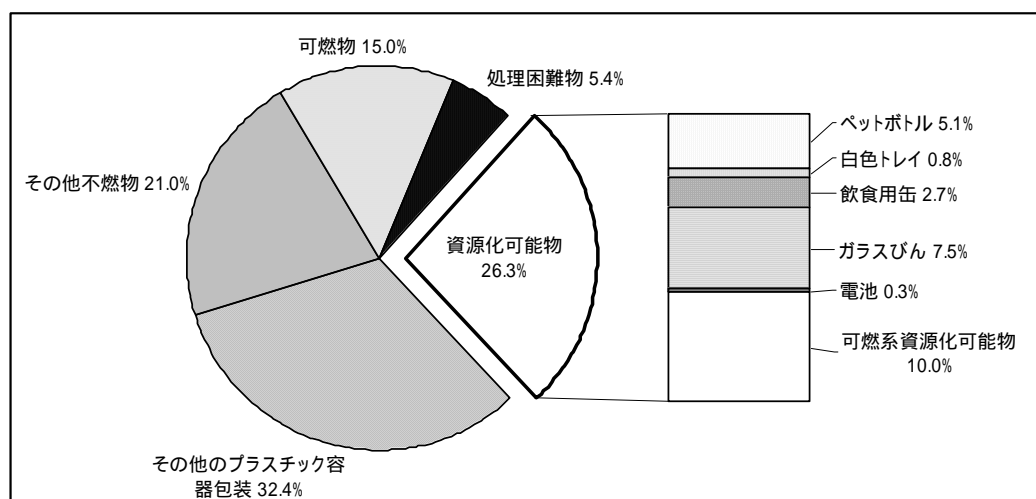
2 資源リサイクルの推進に向けて

(1)家庭ごみの資源分別をさらに徹底していく必要があります。

過去2年の排出実態調査では、家庭から出される可燃ごみ・不燃ごみの中に、約3割の*資源化可能物が含まれています。大幅なごみの減量を行うには、一層の資源分別を徹底することが必要です。



図表5 可燃ごみの排出実態調査結果 (平成17年度)



図表6 不燃ごみの排出実態調査結果 (平成17年度)

(2)事業所から排出される資源のリサイクルを促す必要があります。

事業所から排出されるごみの中にも資源化可能物が多く含まれています。その要因

として、資源についてもごみとあわせて処理を依頼していることやリサイクルルートが十分に確立されていないことなどがあげられます。そのため、事業者から排出される資源のリサイクルの取り組みが必要です。

(3)生ごみについては、さまざまな方策の検討が必要です。

家庭から出される可燃ごみの中で、生ごみは約3分の1を占めています。生ごみを一括してバイオガス化し、有効利用を図る技術なども研究されていますが、実用化にはまだ期間を要するものと思われます。従って、一般家庭や集合住宅、飲食店や公共施設などでの、発生源の形態に応じて生ごみを減量・資源化するための方策の検討が必要です。

(4)プラスチック類のリサイクルについては、その方法とともにかかる費用にも留意する必要があります。

プラスチック類は、現在家庭から出される不燃ごみの中の約50%を占め、その内の6割程度が「プラスチック製容器包装」です。不燃ごみの減量のためには、不燃ごみ中のプラスチック製容器包装を容器包装リサイクル法に従って資源化することも必要です。しかし、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の分別収集、選別・保管は財政負担が大きく、また、保管場所等の確保も難しいという課題もあります。

平成17年に23区の区長会は、平成20年度から資源化されないプラスチック類については、直接埋め立てるのではなく、可燃ごみとして収集し、熱回収を実施することを決定しています。

以上の状況から、プラスチック類については発生抑制の取り組みを進めつつ、リサイクルと処理のあり方について検討していきます。

3 区民・事業者・区の連携に向けて

(1)区民・事業者の自主的な取り組みの促進に向け、地域の各種団体、NPO、事業者団体などさまざまな主体の連携が求められています。

区民・事業者一人ひとりの力で循環型のまちづくりを実現していくには、さまざまな主体間の活発な交流や行政参画の推進など、*地域環境力を高めることが必要です。

区においては、これまでも関町・春日町のリサイクルセンターを整備するなど、区民への情報提供、区民の自主的な活動拠点の整備を進めてきました。今後ともコーデ

イネーター役として区民・事業者の活動を支援する必要があります。

平成16年度には、*環境基本計画に基づく*練馬区民環境行動方針が策定され、平成18年度には、「*(仮称)環境基本条例」の制定が予定されています。また、区民の区政への参画・協働を推進するための「*(仮称)練馬区自治基本条例」の検討が始められており、区全体の動きとも連携を図る必要があります。

(2)一般廃棄物処理基本計画の進行管理と改善のしくみづくりが求められています。

一般廃棄物処理基本計画の上位計画である「練馬区環境基本計画」では、さまざまな施策の着実な実施を図るために定期的に進ちょく状況を点検・評価・公表し、必要に応じて施策の見直しを図ることとなっています。

清掃・リサイクル分野では、「*練馬区リサイクル推進計画」で計画項目の進行管理を行ってきました。一般廃棄物処理基本計画においても、計画の進行管理・点検等の仕組みづくりが求められています。

4 ごみの適正処理の推進に向けて

(1)区内にある2か所の清掃工場の施設整備が行われる予定です。

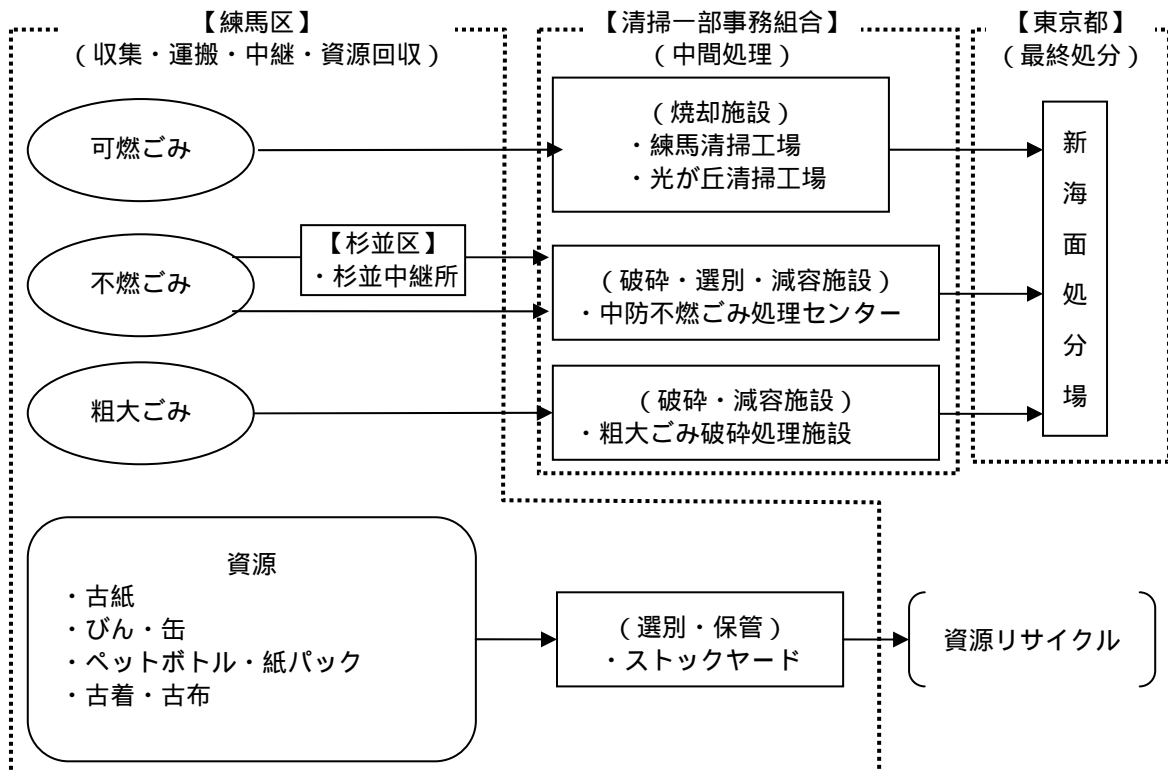
焼却処理の共同処理体制は、東京都から23区への清掃事業移管時点では平成17年度末までに終了し、各区で処理する自区内処理に移行する予定でした。その後、23区全体のごみ量の推移等を踏まえた結果、今後も当面は、共同処理体制を維持する方針となりました。

区内には2か所の清掃工場があり、いずれも老朽化が進んでいます。練馬清掃工場は平成22年度、光が丘清掃工場は平成26年度から建て替えまたはプラント更新の施設整備が行われる予定です。

(2)*杉並中継所を廃止する意向が出されています。

区内から発生した不燃ごみの約3分の2は、杉並中継所で圧縮・積み替えし、中央防波堤の不燃ごみ処理センターに搬入されています。杉並区は平成15年3月の「一般廃棄物処理基本計画」の中で、平成24年度を目標に施設を廃止する計画を打ち出しています。区としては不燃ごみ全量を不燃ごみ処理センターに直送するか、新たな中継所を区内に建設するといった対応が必要になります。そのため、区のごみ処理経

費が大幅に増加することが懸念されます。



図表7 区内から発生する資源・ごみの流れ

(3)自然災害の発生時等における大量のごみ処理に対する検討が必要です。

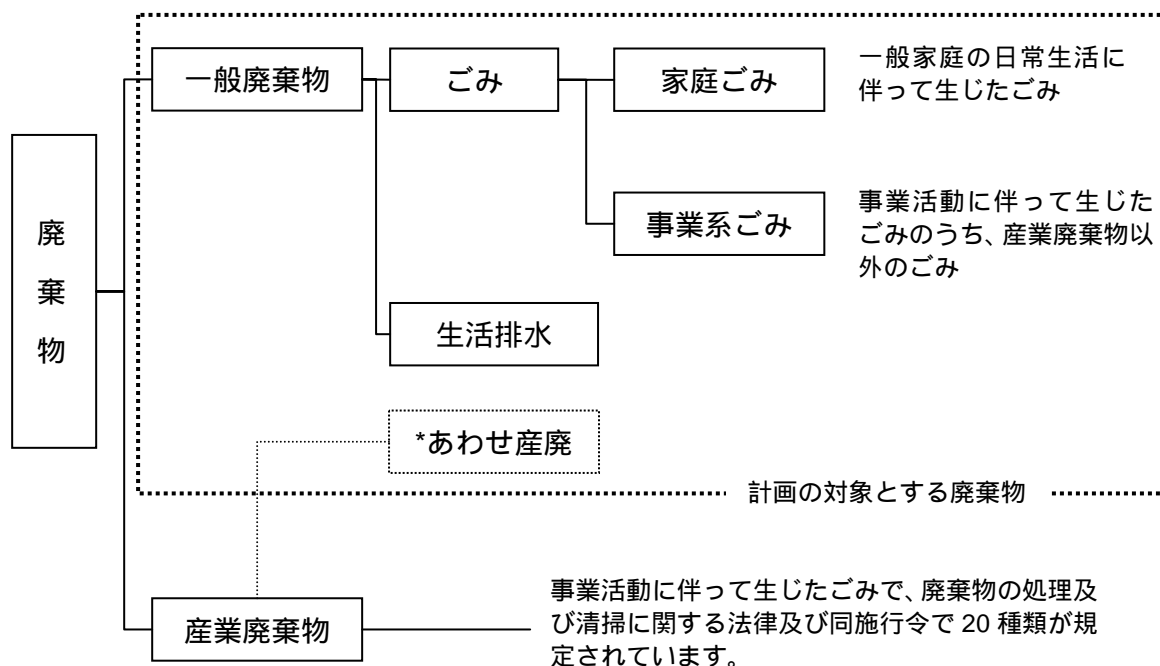
地震などの自然災害が発生した際の大量のごみについては、生活環境に支障のないよう速やかに撤去するとともに、処理や処分の方法に合わせた選別・保管を行うための場所の確保等が必要となります。災害時のごみの収集、選別・保管体制の確保については、東京都、他の22区、清掃一部事務組合とも連携した検討が必要です。

第2章 計画の基本事項

1 対象とする廃棄物

本計画は区内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

一般廃棄物としてのごみには、資源も含まれます。

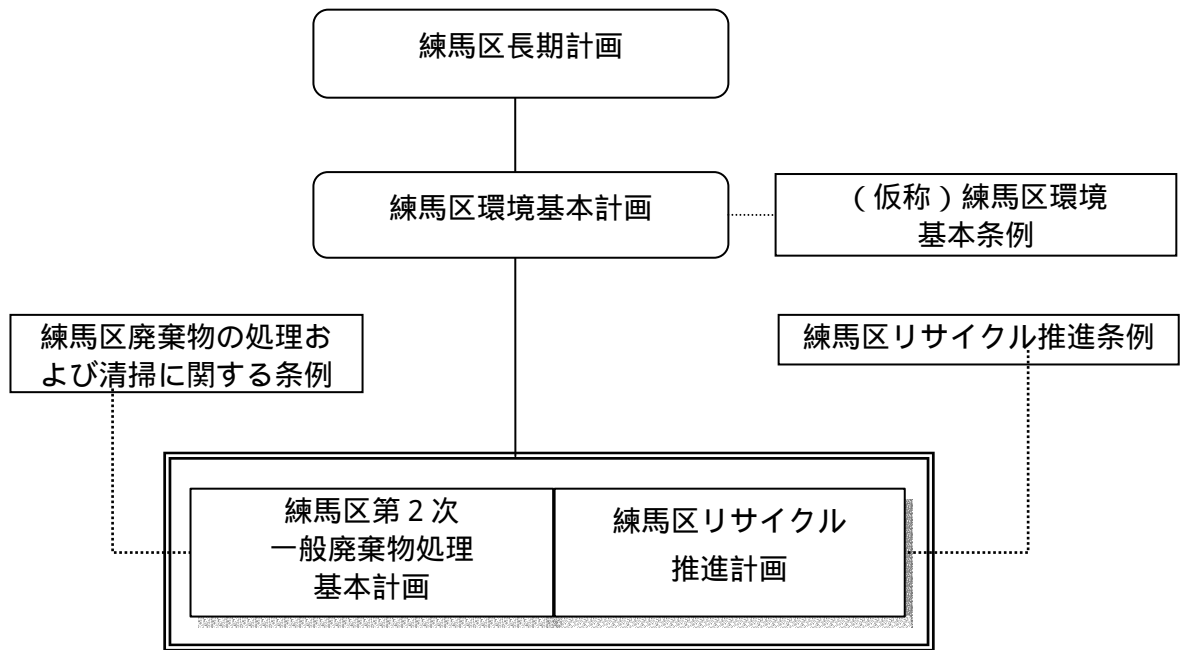


図表8 計画の対象とする廃棄物

2 計画の位置づけ

まちづくり施策の基本方向は、平成17年度に改定する「練馬区長期計画（平成18～22年度）環境分野としては「練馬区環境基本計画」（平成13～22年度）があり、本計画はそれらの下位計画とします。

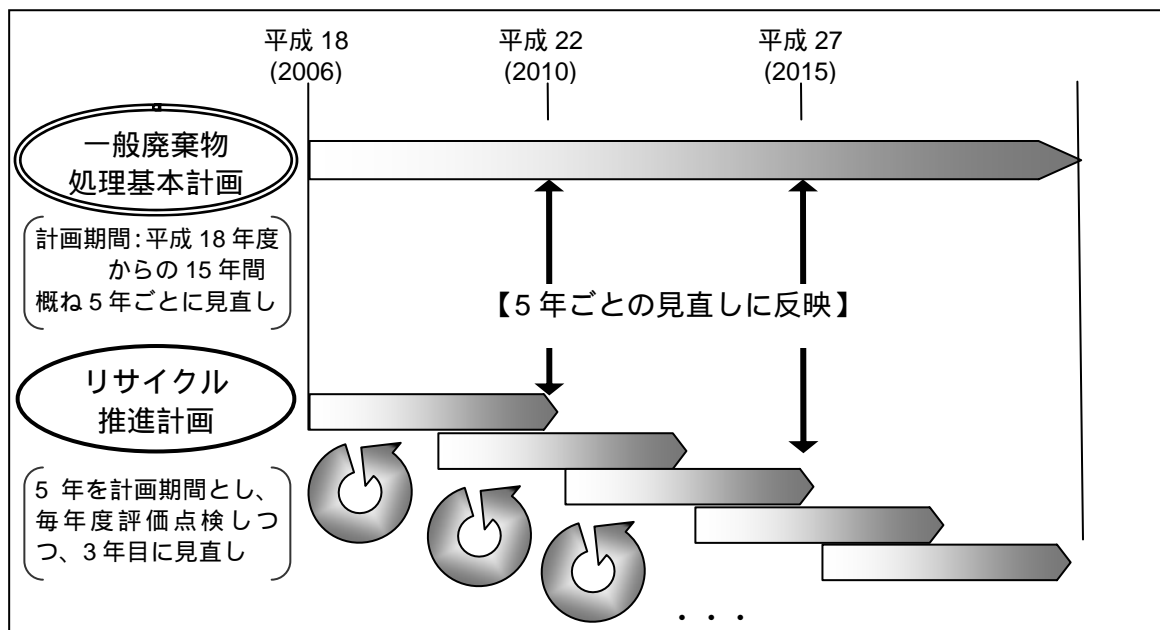
また、ごみの発生抑制・リサイクルの推進に関する取り組みは、「練馬区リサイクル推進計画」で進めます。



図表 9 本計画の位置づけ

3 計画の期間

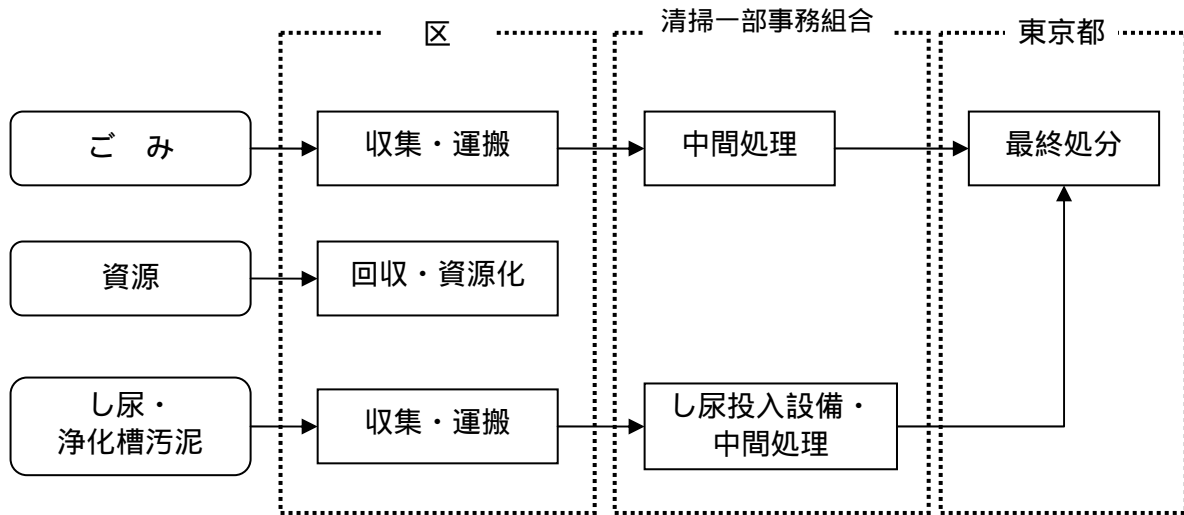
本計画の対象期間は、平成 18 年度から平成 32 年度までの 15 年間とし、概ね 5 年ごとに、または諸条件に大きな変動のあった場合等必要に応じて見直しを行います。見直しにあたっては、練馬区リサイクル推進計画の進ちょく状況も活用します。



図表 10 一般廃棄物処理基本計画の計画期間およびリサイクル推進計画との関係

4 清掃・リサイクル事業の事業主体

資源の回収・資源化およびごみの収集・運搬については、区が行います。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理については、23区が共同で設立した清掃一部事務組合が行います。最終処分は、東京都が設置・管理する処分場（新海面処分場・中央防波堤外側埋立処分場）に委託します。



図表 11 清掃事業における事業主体

第3章 基本理念と計画推進の考え方

3.1 基本理念・めざす都市像

1 基本理念

練馬に循環型社会システムを実現し、人と環境が共生する都市をつくります

私たちの日常生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会の中で、地球環境に多大な負荷を与えてきています。今日、地球的規模で循環型社会に向けた取り組みが進められており、平成17年2月には京都議定書が発効しました。しかしながら、約束期間である平成24年度までの温室効果ガス削減目標（平成2年比で6%削減）の達成は非常に厳しい状況にあり、あらゆる分野での取り組みが必要です。

中でもリサイクルやごみ処理の分野は大きな比重を占めています。次世代に良好な地球環境と限りある資源を残し、緑に恵まれた練馬区に人と環境が共生する安全で安心なまちをつくるのが、私たちに課せられた責務であると受け止め、これまで以上に発生抑制を最優先した清掃・リサイクル事業を推進します。

2 めざす都市像

区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし、協働することにより、次世代に良好な地球環境と限りある資源を残し、緑に恵まれた練馬区に人と環境が共生する安全で安心なまちをつくります。

15年後にめざす都市像において、区民・事業者・区の三者は以下の役割を担います。

区民は・・・

一人ひとりが日常生活の中でごみの発生抑制を優先し、ものの再使用を進めるとともに、再生品の利用に取り組んでいます。

事業者は・・・

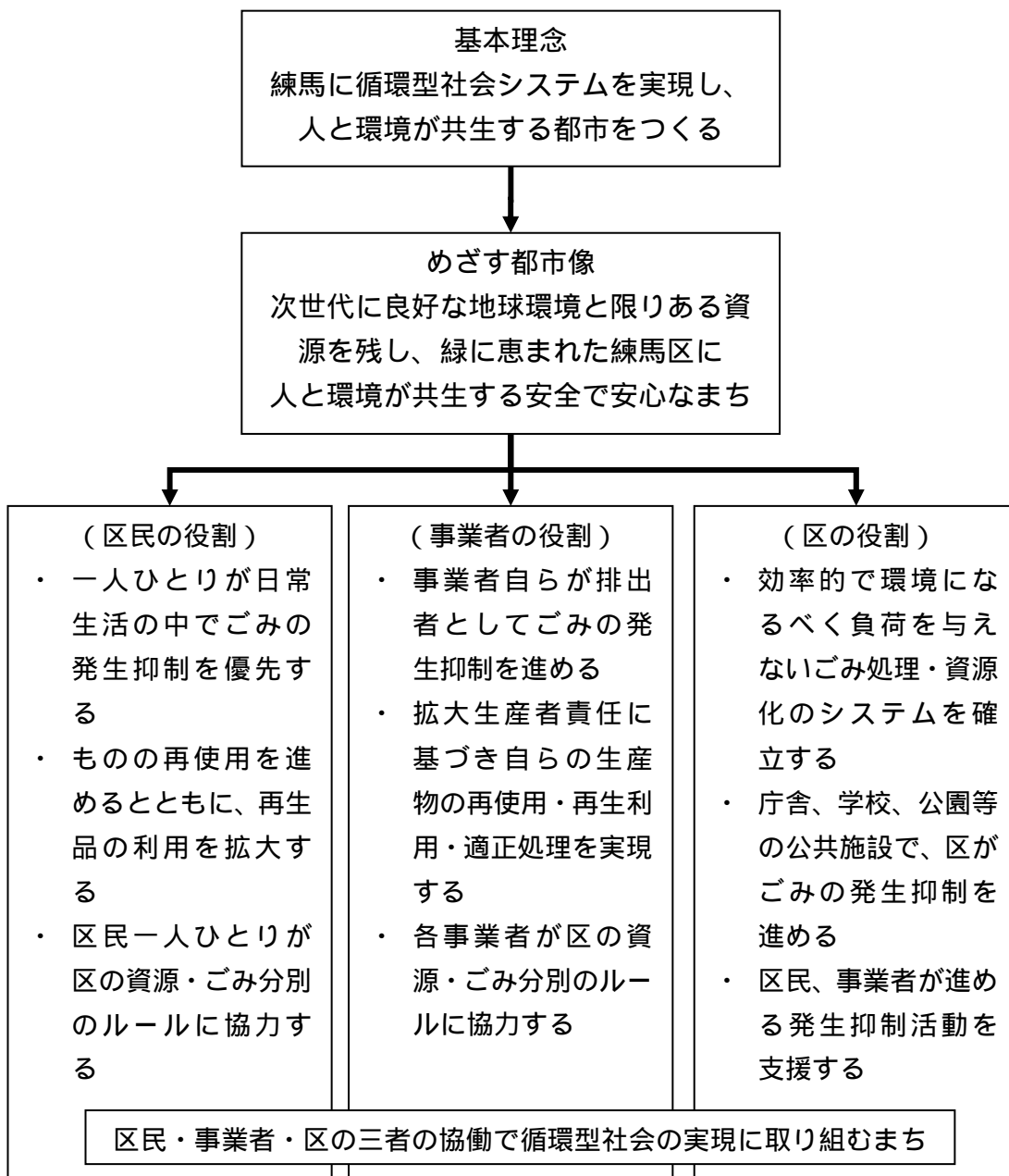
不用物を発生させない生産・流通の事業活動への転換が図られるとともに、拡大生産者責任に基づいた再使用・再生利用・ごみの処理を行い、排出者としての事業者の立場から、ごみの発生抑制を積極的に進めています。

区は・・・

区内最大の事業者としての立場から庁舎、学校等の公共施設でごみの発生抑制を進めているとともに、区民・事業者の発生抑制への取り組みを支援しています。

三者の協働で・・・

区民、事業者、区の三者の協働による循環型社会の実現に向けた取り組みがなされ、効率的で環境に最も負荷を与えない方法によって、三者による活発な資源回収システムが確立しています。



図表 12 15年後にめざす都市像

3 練馬区らしい“多種多様な循環”の実現に向けて

区民・事業者ができることから、
多種多様なごみの発生抑制、資源リサイクル活動が展開されている。
これが、「練馬区らしい」循環型まちづくりの姿です。

本区は、23区の中でも比較的緑が多く、また環境保全に対する高い区民意識があります。そのため、清掃事業の区移管（平成12年度）以前から独自の資源リサイクル事業を開始し、維持・発展させることが出来たことは、区民の環境に対する意識の高さが背景にあると考えられます。

今後、「循環型まちづくり」の目標を実現していく上では、区民・事業者・区との連携と協働の中で、区民意識の高さを活かした多種多様な取り組みが、自主・自律的に展開されることが望ましいと考えられます。

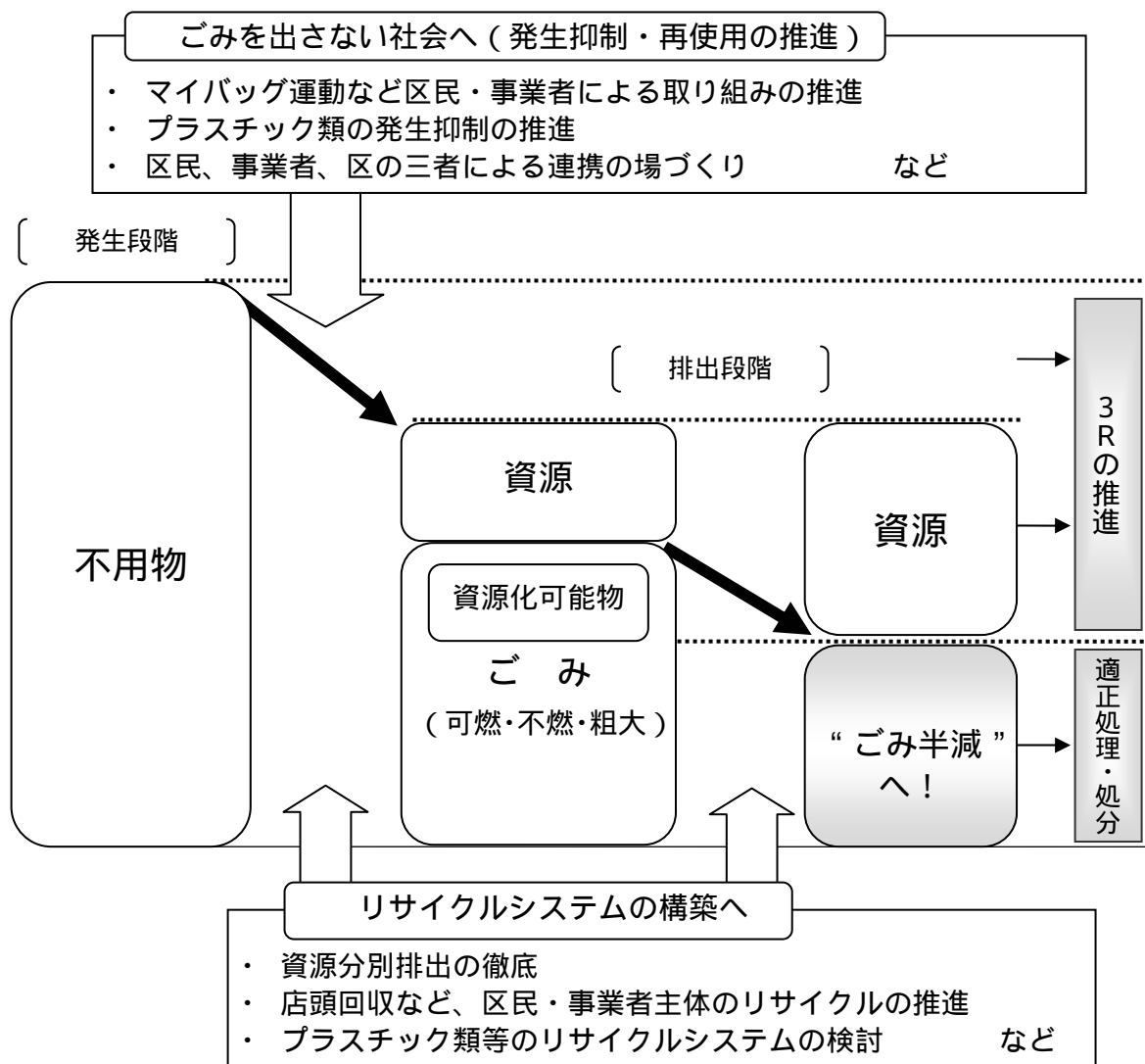
新聞の販売店回収が全国に先駆け練馬区で始まったように、*集団回収や店頭回収、過剰包装の抑制、生ごみの減量、剪定枝のリサイクル、不用品交換など、区民・事業者ができることから多種多様な循環づくりを展開することが、「練馬区らしい」循環型まちづくりの姿（ビジョン）です。区は、区全体の社会基盤として清掃・リサイクル事業を推進しつつ、多種多様な循環型まちづくりをめざしていくことを施策展開の基本とします。

3.2 計画目標と推進戦略

1 “ごみ半減”を合い言葉に、ごみの減量を進めるまちをめざして

東京港には、新たに使用できる最終処分場は残されていません。また、地球環境問題も日々深刻化しています。区民・事業者・区は、今後相当な努力を注ぎ、本区の直面するさまざまな課題を解決し、基本理念に掲げためざす都市像を実現するため、3Rの考えに基づいた取り組みを区民・事業者・区が一体となって進めていきます。

そこで本計画では、区民・事業者・区が共有すべき理念的な目標として“ごみ半減”を掲げます。この合い言葉のもと、区は各種の取り組みを進めるとともに、循環型社会形成のため国や都、ものの流れの上流部分である生産事業者や流通事業者に向け、積極的に情報を発信していきます。



図表 13 “ごみ半減”に向けた3Rの取り組みの展開イメージ

2 “ごみ半減”に向けた推進戦略

(1)重点的取り組み1：ごみ分別の徹底に取り組みます。

過去の排出実態調査では、可燃・不燃ごみの中に、資源化可能物が3割程度混入しており、資源分別をより一層徹底する必要があります。

そのためには、環境教育の推進や単身集合住宅の適正排出の推進、小規模事業所への指導など、あらゆる機会をとらえ、“ごみへの意識”を高め、分別の徹底を図っていきます。また、集団回収等民間主体のリサイクルの支援も進め、民間を主体とした資源分別回収システムの充実に図ります。

(2)重点的取り組み2：プラスチック類の発生抑制の推進と適正処理を進めます。

家庭から出される不燃ごみの中の約50%を占めているプラスチック類に関しては、区民・事業者と連携し発生抑制・排出抑制を進めることがまず大事です。マイバッグ運動等の発生抑制策や、既存の店頭回収・事業者回収の推進など、具体的な取り組みについては、練馬区リサイクル推進計画に位置づけ、着実な実行と進行管理を図ります。

また、容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック製容器包装については、回収経費や効率性を考慮し、回収のあり方を検討していきます。

さらに、23区では、排出されたプラスチック類のうち、リサイクルされないものの処理・処分については、平成20年度から焼却処理による熱回収を行うこととしており、清掃一部事務組合の平成18年度からの一般廃棄物処理基本計画にも反映されています。なお、実施にあたっては、焼却処理・熱回収の理由や安全性の確保等について情報提供や説明会の実施など、区民に対する十分な説明を行い、理解を求めていきます。

(3)中長期的な視点から、区民・事業者・区の連携を進め、生活スタイル・事業活動の転換を図ります。

ごみを出さない生活スタイル・事業活動の転換に向け、環境教育や分別排出指導など、具体的な取り組みを着実に進めるとともに、区民・事業者・区による連携の場づくりなど、中長期的な視点から三者の協働を強化していきます。

また、近年では、ごみの排出抑制・分別徹底方策として、区民・事業者の排出者責任を明確化する観点から、ごみの各戸収集や有料化を導入する自治体が増えています。

国においても、ごみ収集の有料化を推進するよう方針の中で示しています。

ただし、有料化のように排出者の負担を伴う施策の導入は、区民の理解が十分得られることが前提となります。本区においては、まず重点的取り組みとして掲げた分別徹底方策を推進し、その進ちょく状況や国の動向等を見据えながら、区民の意識・意向を踏まえ、各戸収集や有料化を導入した場合に期待される効果や課題についての検討を進めます。

3.3 ごみの排出抑制・資源化の数値目標

“ごみ半減”の理念を一步一步、着実に進めていくため、本計画では、ごみの排出抑制・資源化の具体的な数値目標を掲げ、着実な達成管理を行っていきます。

1 区民 1 人あたりの資源・ごみ排出量の削減目標

(1)前期目標

資源分別の徹底を進め、平成 22 年度に 1 人あたりのごみ量を現状（平成 16 年度）より 15%（一日あたり約 100g）削減します。

前期においては、重点的取り組みに掲げたとおり、可燃ごみ・不燃ごみに含まれる古紙類やびん・缶、ペットボトル等の資源化可能物の分別徹底に向け集中的な取り組みを展開します。それにより、1 人あたりのごみ量を 15%（一日あたり約 100g）削減することを目標とします。（図表 14）

(2)中後期目標

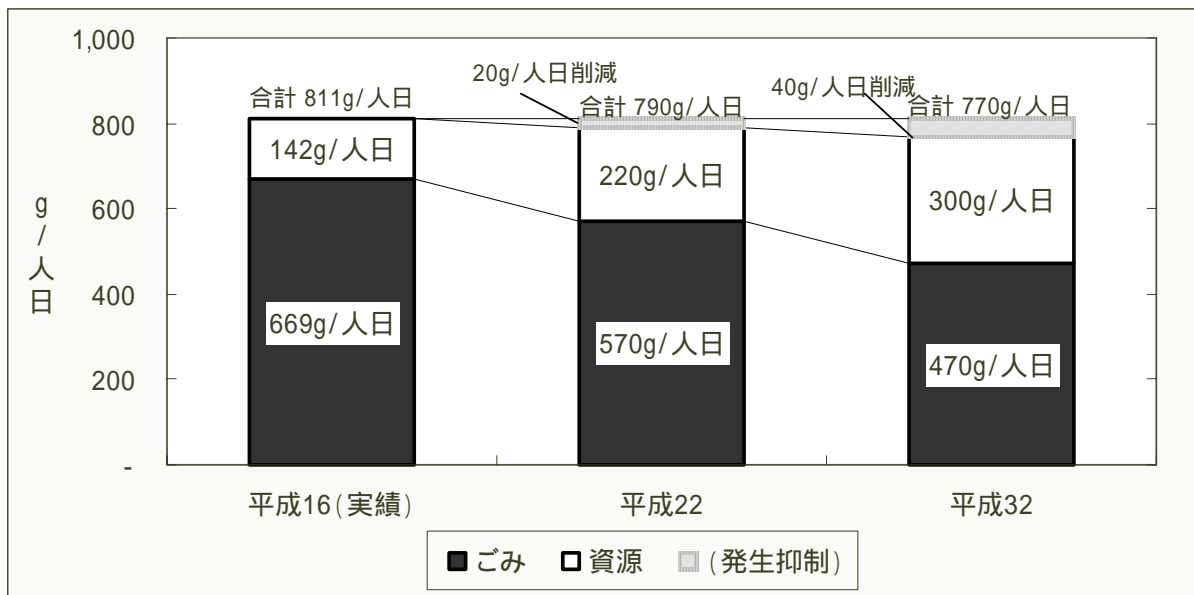
平成 32 年度において、資源・ごみを合わせた 1 人あたりの総排出量を、16 年度比で約 5%抑制し、1 人あたりのごみ量を 30%（一日あたり約 200g）削減します。

中長期的には、区民の生活スタイルの転換や、大量生産・大量流通・大量消費の社会構造の変革を視野に入れ、資源とごみを合わせた「不用となるもの」の総排出量の削減をめざし、15 年後には、一人あたりのごみ量を 30%（一日あたり約 200g）削減するとともに、資源・ごみの総排出量も 5%削減することを目標とします。

可燃ごみや不燃ごみについては、資源化可能物の混入を可能な限りゼロに近づけるとともに、プラスチック製容器包装の発生・排出抑制により、さらなる減量を進めます。

図表 14 区民 1 人あたりの資源・ごみ排出量の削減目標

年 度	g / 人日		
	平成 16	平成 22 (16 年度比)	平成 32 (16 年度比)
ご み	669.0	570 (- 15%) 約 1 0 0 g の削減	470 (- 30%) 約 2 0 0 g の削減
資 源	141.8	220 (+ 55%)	300 (+ 112%)
合 計 (発生抑制)	810.8	790 (- 3%) (- 2 0 g)	770 (- 5%) (- 4 0 g)



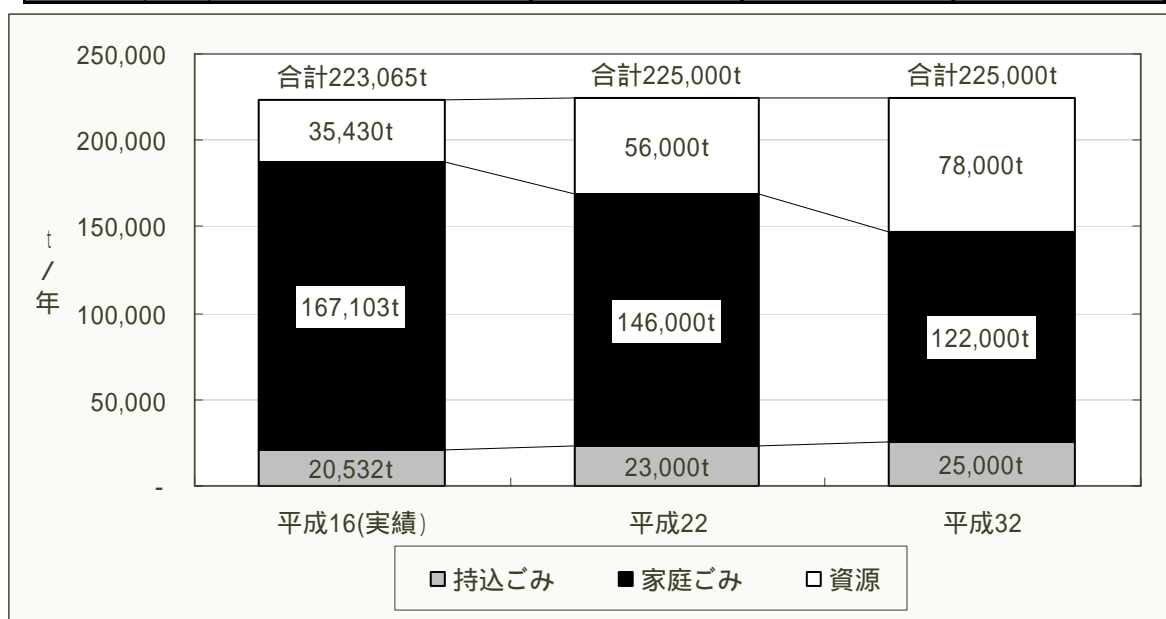
2 年間資源・ごみ量の見込み

区民1人あたりの資源・ごみ排出量と区の将来人口から算出される年間資源・ごみ量を持込ごみ量の見込みと合わせて、図表15に示します。

図表15 年間資源・ごみ量の見込み

目標ごみ・資源量

年度	平成16(実績)	平成22	平成32	
人口(人)	684,365	703,511	709,951	
家庭ごみ	家庭ごみ(t/年)	167,103	146,000	122,000
	区民1人1日あたり(g/人日)	(669.0)	(570.0)	(470.0)
	資源(t/年)	35,430	56,000	78,000
	区民1人1日あたり(g/人日)	141.8	220	300
	小計(t/年)	202,533	202,000	200,000
	区民1人1日あたり(g/人日)	(810.8)	(790.0)	(770.0)
持込ごみ(t/年)	20,532	23,000	25,000	
合計(t/年)	223,065	225,000	225,000	



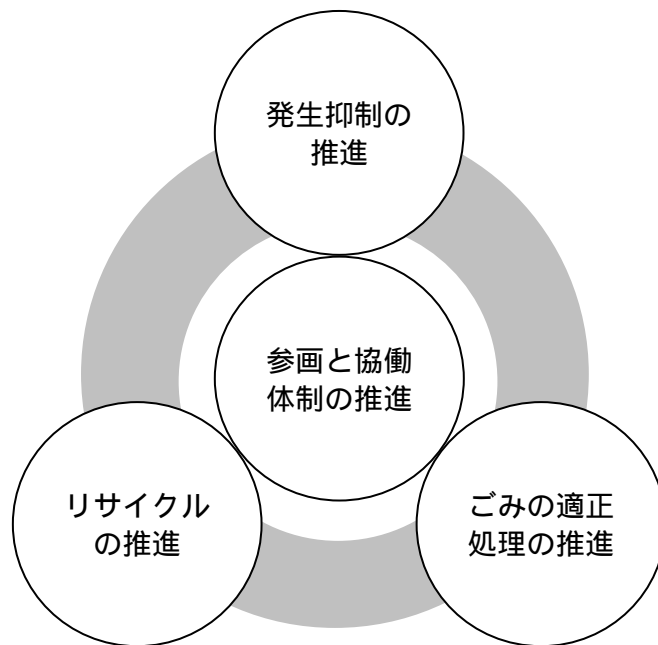
持込ごみ量の実績は、東京二十三区清掃協議会による推計値

第4章 循環型社会推進計画（ごみ処理基本計画）

計画の4つの柱

発生抑制やリサイクルの推進とともに、循環型社会のまちづくりを実現するためには、様々な主体間の活発な交流、区民・事業者のさらなる参画と協働が不可欠です。そこで、【参画と協働体制の推進】を施策の中心の柱とします。

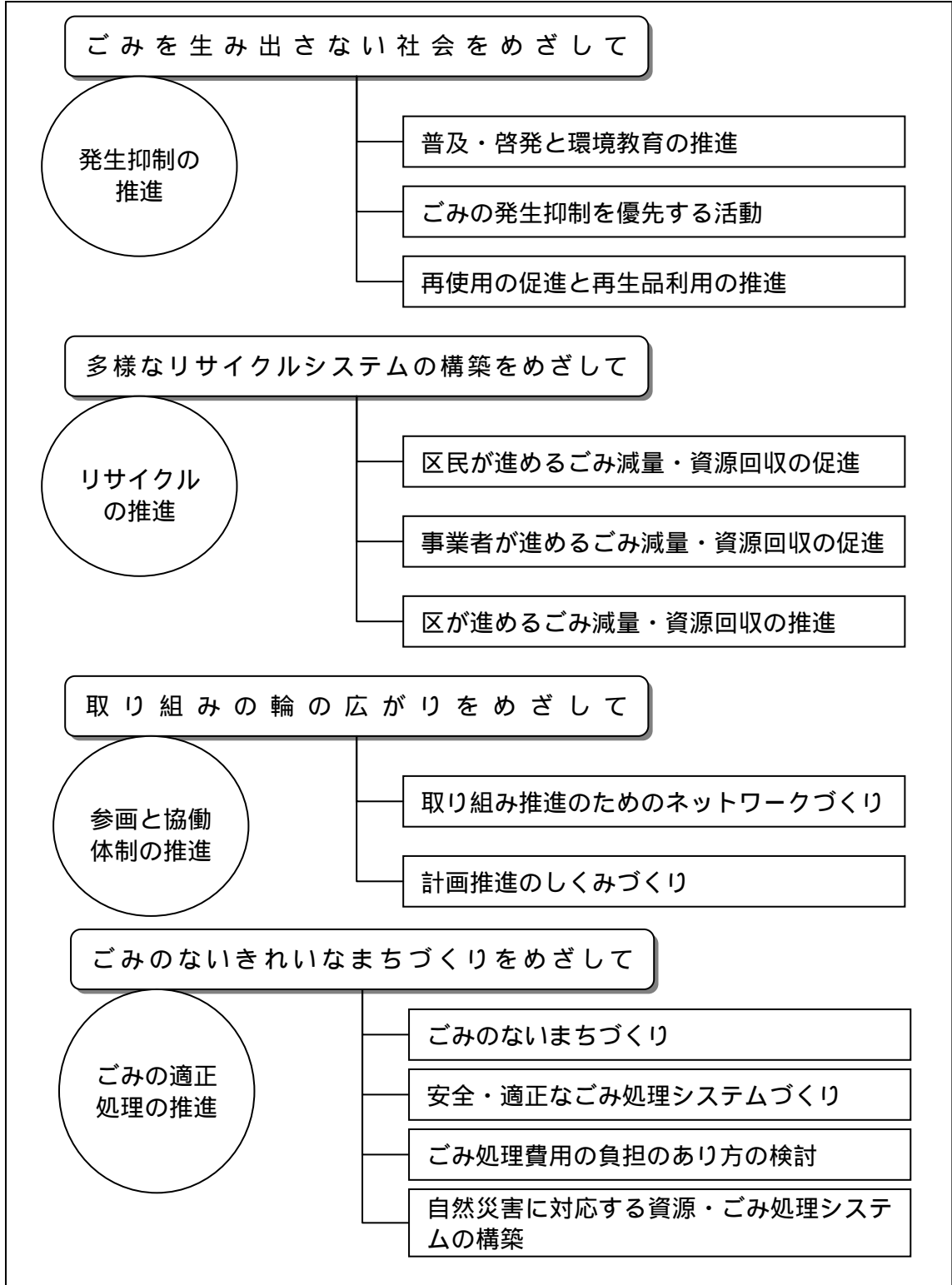
中心の柱として結びついた【発生抑制の推進】、【リサイクルの推進】、【ごみの適正処理の推進】を含めた4つの施策体系を計画の柱とします。



図表 16 計画の4つの柱

計画の体系

4つの柱に基づく計画の体系は、下図のとおりです。



図表 17 循環型社会推進計画の施策体系

4.1 発生抑制の推進 ごみを生み出さない社会をめざして

1 施策の基本的な方向

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムからの転換を図り、ごみの発生抑制を進めるには、生産者から消費者に商品が渡るまでの生産・流通・販売・消費の各段階での取り組みが必要です。特に昨今では、消費者のニーズに対応した大型店舗や量販店、さらにはコンビニエンスストア、外食産業が増加し、商品の流通量も格段に増えており、区レベルにおいては、区民（消費者）と生産事業者の接点である販売・購入段階における取り組みが必要です。

そこで、区民・事業者それぞれの生活スタイル・事業活動を変革し、ものの流れが循環を基調としたものとなるように、区民・事業者との連携・協働の仕組みを構築しながら、生産から消費に至る各段階でのごみの発生抑制に向けた働きかけを強めていきます。

2 主な計画項目

(1)普及・啓発と環境教育の推進

園児、児童、生徒に対する環境教育や環境学習の推進を図ります。

地球環境問題への認識を深め、ごみを出さない生活への転換を訴えるPR・啓発事業を推進します。

(2)ごみの発生抑制を優先する活動の推進

マイバッグの普及拡大や家庭での生ごみの減量化等の促進を図ります。

事業所に対しても環境に配慮し、ごみの発生が少ない事業活動への転換を促すとともに、区も事業者としての立場から、区立施設における取り組みを進めます。

(3)再使用と再生品利用の推進

不用品交換やリサイクルマーケットなど、区民の「再使用」の活動を支援すると共に、再生品の購入促進を図ります。

3 施策展開の方針

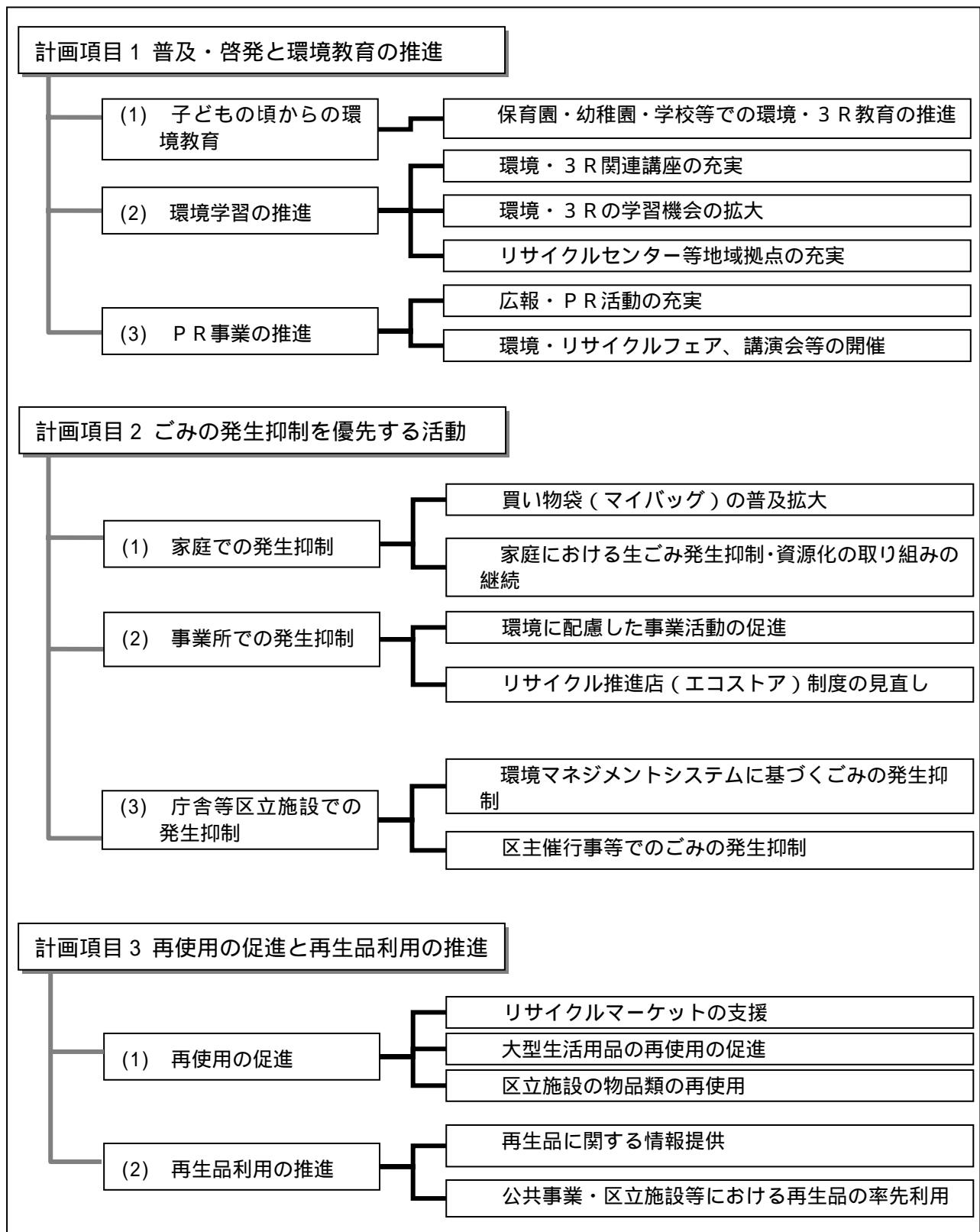
- 練馬区リサイクル推進計画に基づく推進

以下の計画項目については、練馬区リサイクル推進計画にて具体的な実行計画を定め、毎年度の実施、点検・評価、および持続的な改善を行いながら、着実に推進します。

(1)普及・啓発と環境教育の推進

(2)ごみの発生抑制を優先する活動の推進

(3)再使用の促進と再生品利用の推進



図表 18 リサイクル推進計画（平成 18 年度～ 22 年度）の関連計画項目

4.2 リサイクルの推進 多様なリサイクルシステムの構築 をめざして

1 施策の基本的な方向

資源リサイクルの推進は、排出源である家庭や事業所において「資源」と「ごみ」の分別排出を徹底することが基本です。分別排出される資源については、集団回収や事業者による自主回収といった民間主体のリサイクルの利用を促したり、リサイクルセンター等を拠点とした区民主体の小規模リサイクル活動を支援したりするなどして、多種多様なリサイクル方策を促進することを第一の目標とします。

民間主体のリサイクルルートに排出されない資源については、区回収への分別排出の徹底を促します。本区の可燃ごみ・不燃ごみの性状は、古紙類、びん・缶、ペットボトル等の資源化可能物がまだ多く含まれているのが現状です。資源分別の徹底により、可燃ごみ・不燃ごみの削減を図っていきます。

また、現在ほとんどがごみとして排出されているプラスチック製容器包装については、前期中に容器包装リサイクル法に基づく分別収集等の手法について検討します。その他、生ごみ等の未利用資源についても、多様なリサイクル方策を検討していきます。

2 主な計画項目

(1)区民が進めるごみ減量・資源回収の促進

分別指導にもとづき分別を推進します。

区民の自主的な取り組みである集団回収などを促進し、ごみ減量・資源化活動を推進します。

生ごみの家庭内での減量化を推進します。

区や事業者が進める資源回収への参加を促進するとともに、資源回収のPR・啓発を推進します。

(2)事業者が進めるごみ減量・資源回収の促進

自主的な資源分別・リサイクルを促進します。また、*事業用大規模建築物に対する立ち入り指導の徹底や対象範囲の拡大を図ります。

小規模オフィスや商店街における資源回収のしくみづくりをします。

環境に配慮した製品の設計や再生品の積極的な取扱いなど、環境に配慮した事業活動を促進します。

(3)区が進めるごみ減量・資源回収の推進

びん・缶、古紙類の資源回収を継続して実施します。

ペットボトルについては、平成18年度中に全区にて街区路線回収を行う予定であり、適正な排出への指導を徹底し、回収量と質の確保を図ります。

プラスチック類については、23区全体の処理の方向性、国における容器包装リサイクル法見直しの動向、区の財政負担等さまざまな方向から検討します。

生ごみ・落ち葉・剪定枝などの有機性資源については、家庭における減量・資源化を支援すると共に、排出源の特性に応じた有効利用先の検討など、多種多様な循環ルートづくりを検討します。

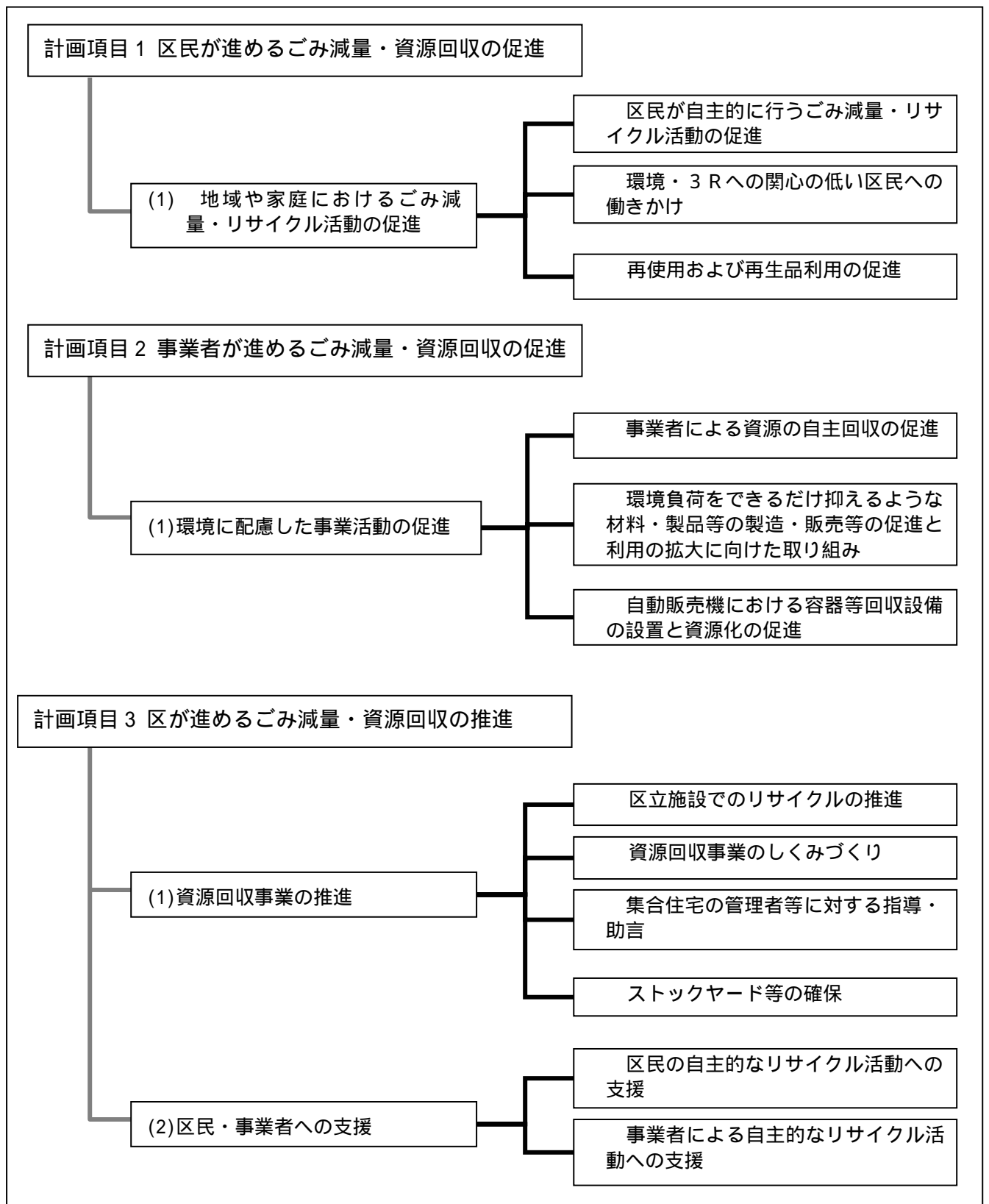
事業用大規模建築物に対する立ち入り指導等を徹底するとともに、その対象範囲の拡大を検討します。

3 施策展開の方針

- **練馬区リサイクル推進計画に基づく推進**

本節の各計画項目は、練馬区リサイクル推進計画にて具体的な実行計画を定め、毎年度の実施、点検・評価、および持続的な改善を行いながら、着実に推進します。(プラスチック製容器包装の分別収集の検討を除く)

- プラスチック製容器包装の分別収集については、平成20年度に予定されている清掃一部事務組合のプラスチック処理方式の見直しに合わせ、前期(平成18~22年度)中に、収集経費や効率性を考慮した分別収集のあり方についての検討を行います。



図表 19 リサイクル推進計画（平成 18 年度～22 年度）の関連計画項目

4.3 参画と協働体制の推進 取り組みの輪の広がりをめざして

1 施策の基本的な方向

現行の基本計画では「ネットワークづくり」を「目標1 - ごみを生み出さない社会をめざして」に位置づけていました。しかし、計画全体に関わる事項であることから、発生抑制やリサイクルの推進とともに、循環型社会のまちづくりを実現するためには、様々な主体間の活発な交流、区民・事業者のさらなる参画と協働が不可欠であるために、【参画と協働体制の推進】を施策の中心的な柱とします。

2 主な計画項目

(1) 取り組み推進のためのネットワークづくり

環境に関する施策との連携を図りながら、区民・事業者間の交流・ネットワークづくりを進めていきます。

ごみ処理・リサイクル活動への区民参加を推進するとともに、区民への積極的な情報公開を図ります。

(2) 計画推進のしくみづくり

本計画やリサイクル推進計画の進行管理・見直しのための場として、引き続き「*練馬区循環型社会推進会議」を位置づけます。

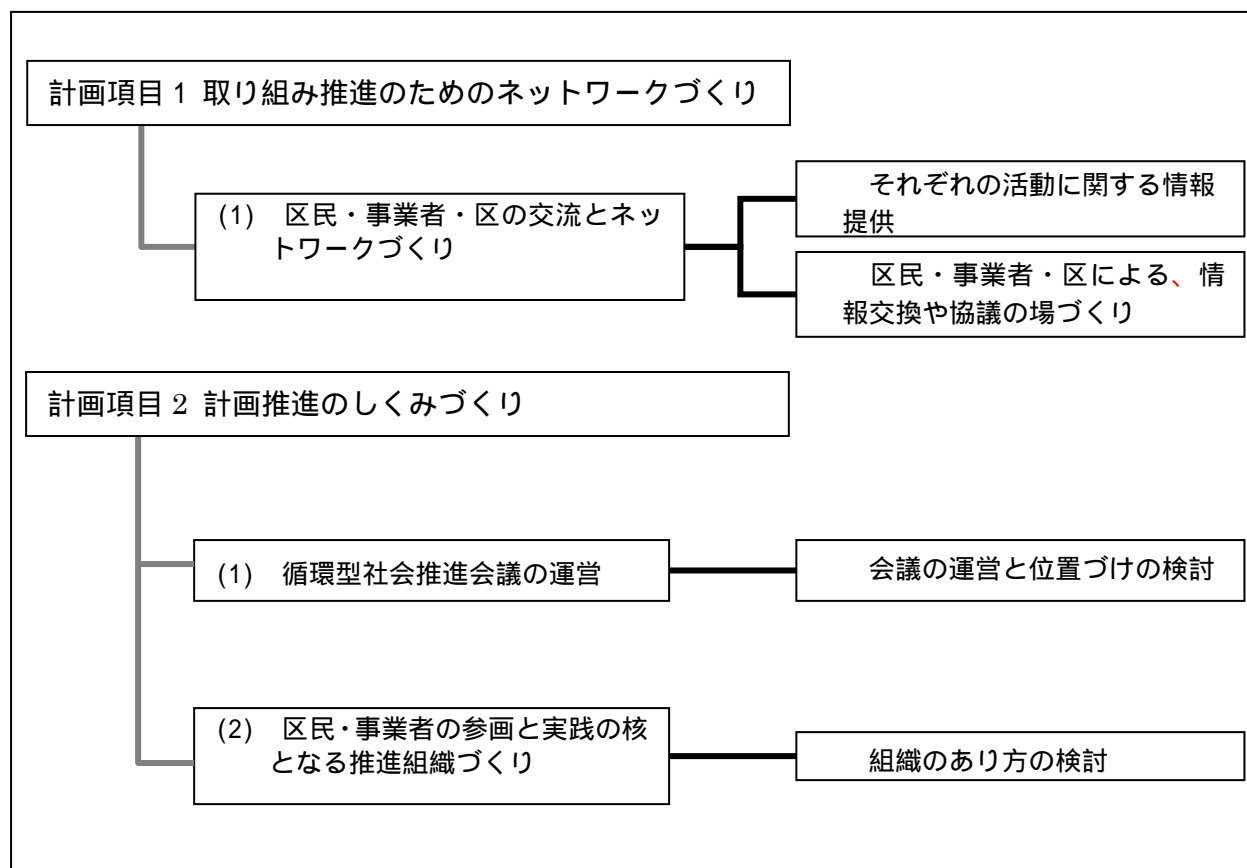
生ごみの減量・リサイクルや販売店と消費者の連携による過剰包装の削減など、個別の課題に対して取り組むため、区民・事業者が主体となった組織の育成をめざし、区はコーディネーターとしての役割を果たしていきます。

ごみ処理事業にかかるコストなどの実態分析に努め、区民・事業者・区が共有できる情報基盤の充実を図ります。

3 施策展開の方針

練馬区リサイクル推進計画に基づく推進

本節の各計画項目は、練馬区リサイクル推進計画にて具体的な実行計画を定め、毎年度の実施、点検・評価、および持続的な改善を行いながら、着実に推進します。



図表 20 リサイクル推進計画（平成 18 年度～22 年度）の関連計画項目

4.4 ごみの適正処理の推進 ごみのないきれいなまちづくりをめざして

1 施策の基本的な方向

23区の清掃事業は、ごみの収集・運搬はそれぞれの区が行い、清掃工場での焼却等の中間処理は、23区が設立した清掃一部事務組合が共同処理を行い、最終処分である東京港への埋立てに関しては、東京都が管理・運営を行っています。従って、ごみの中間処理の方法、施設整備の方針については、共同処理体制の中で23区全体の連携を図る必要がありますが、望ましいごみ処理のあり方については、区としての考え方も発信していくことが必要です。

区内に2か所ある清掃工場については、清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画に基づき更新されますが、施設整備の内容に関する情報を区民に分かりやすく伝えるよう、区としても清掃一部事務組合との連携を図っていきます。

なお、先に述べたように23区の区長会は、平成20年度から廃プラスチック類の熱回収（サーマルリサイクル）を実施する方針を出しました。この方針を受けて清掃一部事務組合では、一般廃棄物処理基本計画において、発生抑制・リサイクルの推進を前提とし、リサイクル困難なプラスチック類については、焼却処理による熱回収を行うとしています。区としては、発生抑制を推進するとともに、焼却処理される廃プラスチックを減量するために、ペットボトルは、分別排出を徹底し、資源化する量の増を図っていきます。白色トレイは、現在、一部事業者が実施している収集方法の利用等を推進していくとともに、プラスチック製容器包装のリサイクルについても検討を進めていきます。

(1)区の収集する資源・ごみの排出方法

区が収集・運搬する資源・ごみの排出方法をつぎに示します。(図表21)

なお、小規模事業者等の排出する産業廃棄物についても、一般廃棄物の処理または処理施設の機能に支障が生じない範囲で収集・運搬を行います。

図表 21 区の収集する資源・ごみと排出方法（平成 18 年度当初）

分別区分	品目等	排出方法（原則）	備考
可燃ごみ	紙くず、木くず、厨芥等の可燃物（資源回収の対象・粗大ごみに相当するものを除く。）	集積所ごとに決められた曜日の朝、ごみ容器に入れて、集積所に置く。容器の持ち出しや回収が困難な場合には、東京二十三区推奨ごみ袋で出す。	平成 20 年度から、リサイクルされないプラスチック類の熱回収を始める予定です。その際には、分別区分の見直しを行います。
不燃ごみ	金属、ガラス、陶磁器などの不燃物、プラスチック、ゴム、皮革など（資源回収の対象・粗大ごみに相当するものを除く。）	集積所ごとに決められた曜日の朝、ごみ容器に入れて、集積所に置く。容器の持ち出しや回収が困難な場合には、中身の見える透明度の高い袋で出す。	
粗大ごみ	家庭から排出される一辺がおおむね 30cm を超える大型ごみ、建具、家具、自転車など（洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、パーソナルコンピュータを除く）	申込制とし、決められた収集日に、戸別に収集する。	家電リサイクル法の見直し等により、将来的に収集対象外となる品目が増える可能性があります。
資源	古紙	集積所ごとに決められた曜日の朝、集積所に置く。	
	びん・缶	びん・缶はふたを除いてからすすぎ、あらかじめ定められた場所ごとに決められた曜日の朝、区が用意するかごへ入れる。	
	紙パック	切り開いてからすすぎ、区立施設や参加販売事業者の拠点に置かれた回収容器へ入れる。	
	古布	洗うなどしてきれいな状態で透明な袋に入れ、決められた日時に、あらかじめ定められた区立施設に待機する車両へ持っていく。	
	乾電池	区立施設や参加販売事業者の拠点に置かれた回収容器へ入れる。	
	ペットボトル	ふたとラベルを除いてからすすぎ、参加販売事業者の拠点に置かれた回収容器へ入れる。一部地域においては、決められた収集日の朝、あらかじめ定められた場所に区が用意する袋へ入れる。	平成 18 年度中に、区内全域で、びん・缶とあわせた回収方法を実施する予定です。
プラスチック製容器包装：前期中に回収のあり方について検討します。			

(2)中間処理と施設整備計画

中間処理

可燃ごみおよび粗大ごみ処理施設からの可燃性残さについては、当面清掃一部事務組合の焼却施設での共同処理を行っていきます。

不燃ごみ・粗大ごみについても、共同処理による破碎・選別処理を実施していきます。(図表 22)

施設整備計画

清掃一部事務組合による今後の施設整備計画(スケジュール)は、図表 23 のとおりです。

(3)最終処分計画

焼却処理残さおよび不燃・粗大ごみの処理残さについては、東京都が設置・管理する新海面処分場での埋立処分を行います。

図表 22 清掃一部事務組合の不燃ごみ処理施設・粗大ごみ処理施設

施設名		竣工年月	処理能力	処理対象	選別品目
中防不燃 ごみ処理 センター	第一プラント ()	昭和 61 年 12 月	33t/h×2 基	不燃ごみ	鉄分 アルミニウム 不燃物 その他ごみ
	第二プラント	平成 8 年 10 月	48t/h×2 基	不燃ごみ	鉄分 アルミニウム 不燃物 その他ごみ
粗大ごみ破碎処理施設		昭和 54 年 6 月	27t/h×2 基	粗大ごみ	鉄分

中防不燃ごみ処理センター第一プラントは、平成 20 年度に廃止を予定。

出典：清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画(平成 18 年 1 月)

図表 23 清掃工場整備スケジュール

施設名	規模 (t/日)	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28~32 年度
練馬清掃工場	600					←→						
杉並清掃工場	600							←→				
光が丘清掃工場	300									←→		
大田清掃工場 第一工場	600											←→
目黒清掃工場	600											←→
葛飾清掃工場	500	⇒										
世田谷清掃工場	300	⇒										
大田清掃工場 第二工場	600					←→						

【凡例】 ←→ : 建替え工事 ⇄ : プラント更新工事

注：葛飾清掃工場、世田谷清掃工場については、整備工事に着手しています。

出典：清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画(平成 18 年 1 月)

2 主な計画項目

(1)ごみのないまちづくり

町会・自治会等と協力し、集積所の適正な維持管理を図るとともに、ごみの散乱防止等のPR・啓発を進めます。

ごみに混入する資源の分別を徹底するため、町会・自治会、地域で活動している団体等と協力しながら排出指導の強化などを進めます。

適正処理困難物や大型家具などの不法投棄を防止するため、町会・自治会等と協力し、区民から情報収集する体制の充実に努めます。

(2)安全・適正なごみ処理システムづくり

分別区分ごとのごみ量に適応した効率的な収集・運搬が図られるように、安全面・衛生面に配慮しながら、収集回数や収集ルートなど収集・運搬体制の見直しを進めます。

杉並中継所の廃止に対応するため、前期中に、プラスチック製容器包装の分別収集のあり方と合わせ、効率的な不燃ごみ収集・不燃ごみ処理施設への輸送方策について検討します。

同じく前期中に、他22区および清掃一部事務組合との連携を図りながら、リサイクルされないプラスチック類の熱回収に向けた分別のあり方を検討します。あわせて、環境負荷や生活環境への影響を抑制し、区民の理解のもとでプラスチック類の焼却処理への転換を図るため、つぎの事項を推進します。

プラスチック類を焼却する理由や安全性の確保について、区民に十分な説明や情報提供等を行い、共通理解を形成すること

遠い将来にわたり焼却ごみ量が増え続けることがないよう、ごみの排出抑制・減量目標の達成管理を行うこと

清掃工場の所在区としての立場から、他区から持ち込まれるごみの分別徹底や処理量の抑制を要請するなど、必要な措置を取ること

安全性の確保および熱回収率の向上に向けた検討を、引き続き清掃一部事務組合に働きかけていくこと

区内2か所の清掃工場の更新整備時期を見据えながら、望ましい中間処理施設のあり方について、区民の意見を聞きながら区としての検討を進めます。

適正処理困難物については、製造・販売事業者等の責任により処理する制度を働きかけるとともに、関係機関と連携し回収システムの調査・検討を行います。

(3)ごみ処理費用の負担のあり方の検討

国は、廃棄物の減量や適正処理の確保に向けた取り組みが進むように、ごみ処理事業にかかるコスト分析の手法や、ごみの有料化を進めるための検討を行っています。家庭ごみの有料化については、期待される効果や課題など様々な角度から検討を行っています。

区が収集している事業系ごみや、処理施設に承認を受けた事業者が、直接持ち込むごみおよび家庭から出る粗大ごみは、現在有料となっていますが、実際の処理費用とのかい離があるため、他区と連携を図りつつ手数料の見直しについて検討を進めます。

(4)自然災害等に対応する資源・ごみ処理システムの構築

自然災害時等における資源・ごみ処理システムの構築について、23区共通の支援ルールづくりを進めるとともに、その結果を区の災害対策マニュアルなどへの反映を図ります。

3 施策展開の方針

練馬区リサイクル推進計画と同様に点検等を行えるような仕組みづくりを検討します。

第5章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の基本方針

本区における生活排水（し尿・生活雑排水）は、公共下水道による処理を基本とし、今後とも引き続き公共下水道の充実に努めます。また、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」や「仮設トイレのし尿」については、排出事業者の責任に基づき、一般廃棄物処理業者による民間処理を行うものとします。

2 生活排水処理にかかる施策

(1)生活排水の処理計画

公共下水道による処理の原則を堅持し、下水道処理区域内における残存するくみ取り便所や単独処理浄化槽の廃止に努め、生活排水の合併処理 100%の達成を図ります。

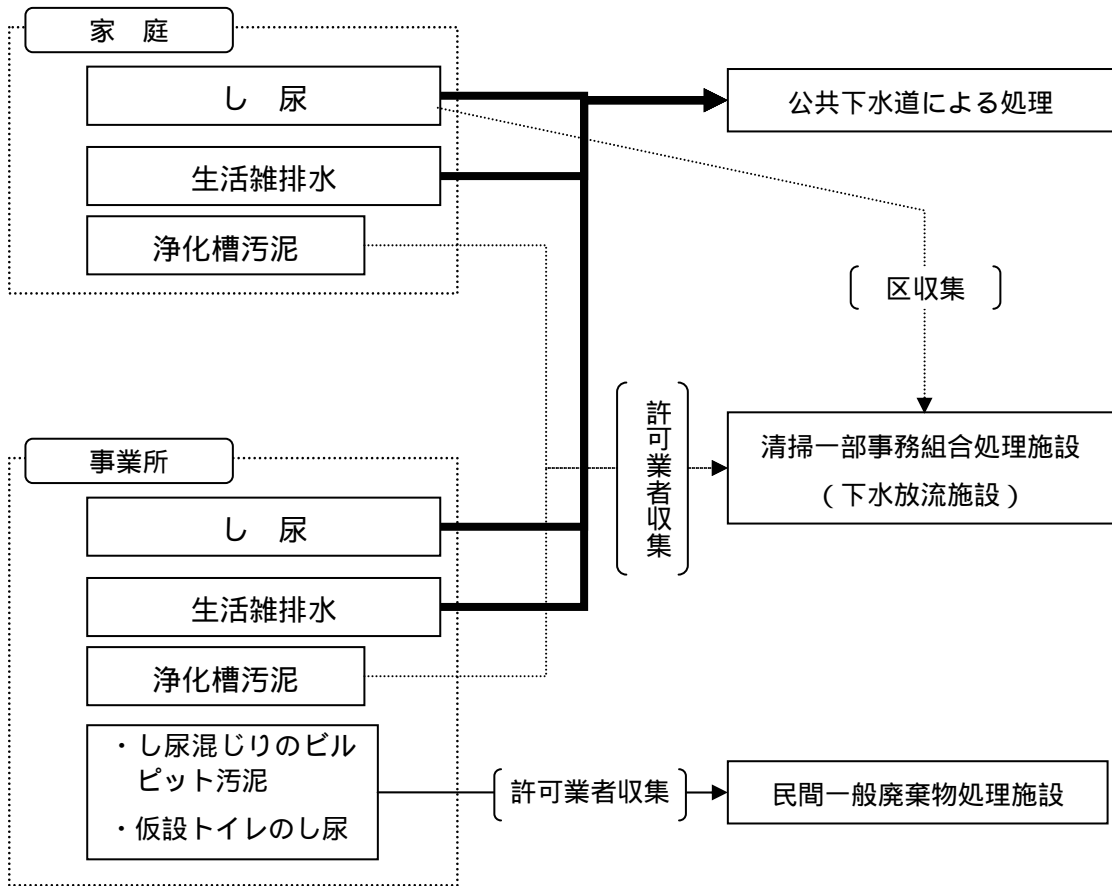
図表 24 生活排水の処理目標

項 目	平成 16 年度	平成 32 年度
1 計画処理区域内人口 (a)	671,485	709,951
2 水洗化・生活雑排水処理人口 (b)	669,444	709,951
(1)公共下水道使用人口	669,114	709,951
(2)合併処理浄化槽使用人口	330	
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,313	
4 非水洗化人口 (し尿くみ取り)	728	
5 生活排水処理率 (b/a)	99.7%	100%

平成 16 年度の計画処理区域内人口は、10 月 1 日現在の住民基本台帳登録者数

(2)し尿・汚泥の処理計画

当面残存する家庭から排出されるし尿の収集・運搬については区が実施し、浄化槽汚泥については、許可業者による収集運搬を行います。収集後のし尿・浄化槽汚泥は、清掃一部事務組合の施設（下水放流施設）にて処理後、下水道に放流します。なお、残さ物については焼却処理後、埋立処分します。



図表 25 生活排水処理フロー

用語解説

<ア行>

あわせ産廃

一般廃棄物とあわせて処理することが適当と認める産業廃棄物のこと

温室効果ガス

地球から宇宙へ熱を逃がす役割を果たす赤外線を通しにくいガスのこと。二酸化炭素ガスやメタンガス、フロンガスなど。

<カ行>

仮称環境基本条例

区の環境保全施策の体系的推進や区民・事業者の環境保全行動の促進をさらに強化するため、総合的に取り組む組織体制の構築をめざして、区民・事業者・区の共有する環境理念を明らかにするとともに、区における環境保全を推進していくための基本的な枠組みを定めるもの。制定時期は、平成18年度中をめざしている。

仮称練馬区自治基本条例

区の基礎的自治体としての基本的なあり方、地域社会の主役である区民の区政への参加・参画や区民と区との協働の仕組みを定めるもの。制定時期は、平成18年度中をめざしている。

家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）のことを言う。

廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等および小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた法律のこと。

環境基本計画

21世紀初頭期における区の環境施策の基本的方向を再構築し、区民・事業者・区の役割をより明確にするための計画のこと。

環境負荷

人の活動により、環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもののこと。

京都議定書

平成9年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議」において、先進国に温室効果ガスの削減義務などを定めた議定書のこと。日本は平成24年までに平成2年比で6%の削減が義務づけられた。

<サ行>

資源化可能物

区が行う資源回収や集団回収等により資源化するルートがあるもののこと。資源化可能物には、可燃系資源化可能（新聞紙、チラシ、雑誌、ダンボール、古着、紙パック等）と不燃系資源化可能物（ペットボトル、白色トレイ、飲食用びん、スチール・アルミ缶、電池等）がある。

集団回収

町会・自治会、マンション管理組合等が自主的に古紙などを回収すること。

平成16年度の高紙回収量のうち約3割の8,081トンが集団回収で集められた。

自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年7月12日法律第87号)のことを言う。

使用済自動車(廃車)から出る資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るための法律のこと。具体的には、「フロン類」、「エアバッグ類」、有用資源を回収した後に残る大量の「シュレッダーダスト」の3つについてリサイクルすることを義務づけたもの。

事業用大規模建築物

事業に供するために建築されたもので、延床面積が1,000㎡以上の建築物のこと。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定やその他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた法律のこと。

杉並中継所

区の収集車で集めた不燃ごみを、大型コンテナに積み替えて不燃ごみ処理センターに輸送するための施設(平成8年4月より利用を開始)。練馬区の不燃ごみの約3分の2が搬入されている。

3Rイニシアティブ

資源の有効利用を通じて環境と経済の両立を図る3Rの取り組みのこと。この3Rの取り組みを通じて循環型社会の構築をめざす。

平成16年にアメリカのシーアイランドで開催された先進国首脳会議において、日本が提案し、賛同を得た。

< 夕行 >

地域環境力

町会・自治会、学校、企業等地域を構成する幅広い主体が連携して、その地域を把握するとともに、より良い環境、より良い地域を創っていかうとする意識・能力のこと。

中間処理

可燃ごみを焼却したり、不燃ごみ・粗大ごみを破砕したりして最終処分（埋立処分）量を減容化する処理のこと。なお、中間処理する施設のことを中間処理施設という。

適正処理困難物

練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例第 16 条でいうもののこと。タイヤ、消火器、耐火金庫などがある。

東京都廃棄物審議会

東京都廃棄物条例第 24 条に基づき、廃棄物の発生抑制および再利用を促進するための施策に関する事項、廃棄物の適正処理を確保するための施策に関する事項、廃棄物処理計画に関する事項を調査審議するために設置された知事の附属機関のこと。

< ナ行 >

熱回収

ごみを燃料として利用し、その熱エネルギーを回収すること。

練馬区民環境行動方針

平成 16 年度に、地域環境や地球環境の保全のために区民・事業者がどのような取り組みを進めたらよいか、区民・事業者自身で検討しまとめたもののこと。

練馬区循環型社会推進会議

練馬区リサイクル推進条例第 21 条に基づき、リサイクルの推進、廃棄物の減量および処理に関する基本的事項を審議する区長の附属機関のこと。

練馬区リサイクル推進計画

練馬に循環型社会システムの実現をめざして、リサイクル事業を総合的かつ計画的に推進するため、策定された計画のこと。

< 八行 >

廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)のことを言う。
廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法、処理施設、処理業の基準などを定めた法律のこと。
近年の改正で、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用についても定めている。

排出原単位調査

家庭や事業所から発生する不用物について、世帯人数や業種等の属性ごとに分析し、世帯・事業所当たりの排出量を調査すること。

排出実態調査

地域の特性や資源・ごみの分別等の状況を把握するために、集積所に排出された資源・ごみの組成を分析する調査のこと。

バイオガス化

有機物が微生物によって酸素のない状態で分解されるときガスが発生する。生ごみなどをこの仕組みを利用して分解すること。ガスの成分の大半は、メタンガスと炭酸ガスである。

方針

ここでいう方針とは、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針(平成13年5月環境省告示第34号)のことをさす。
平成17年5月に改正された。

<ヤ行>

容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(平成7年6月16日法律第112号)のことを言う。

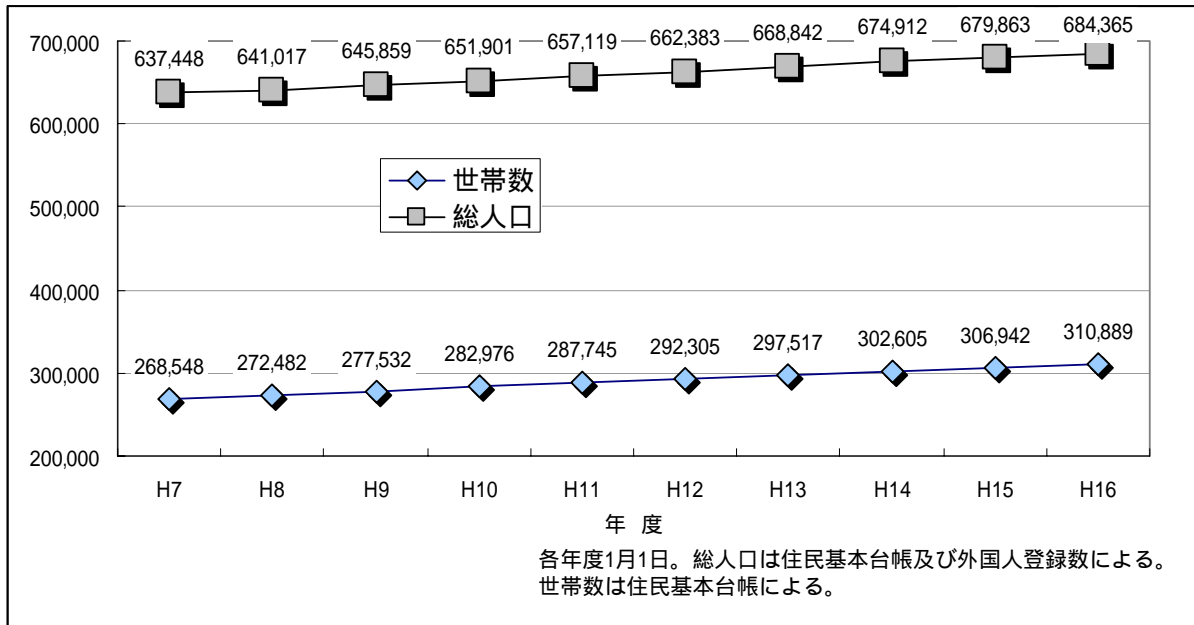
容器包装廃棄物の減量を図るために、容器包装リサイクルに関する消費者、自治体、事業者のそれぞれの役割を定めたもの

資料編

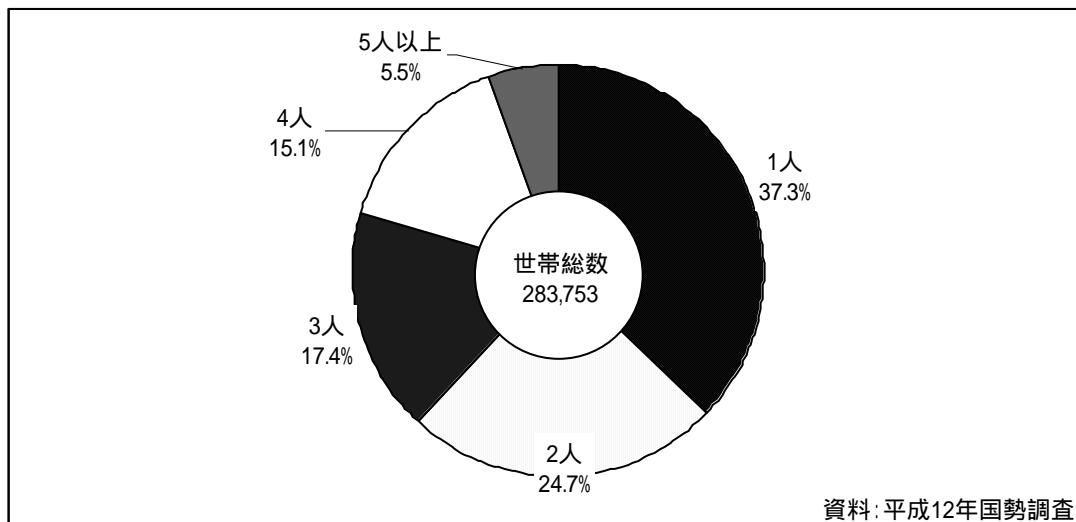
清掃・リサイクル事業関連資料

人口・世帯数・事業所数

人口・世帯数の推移

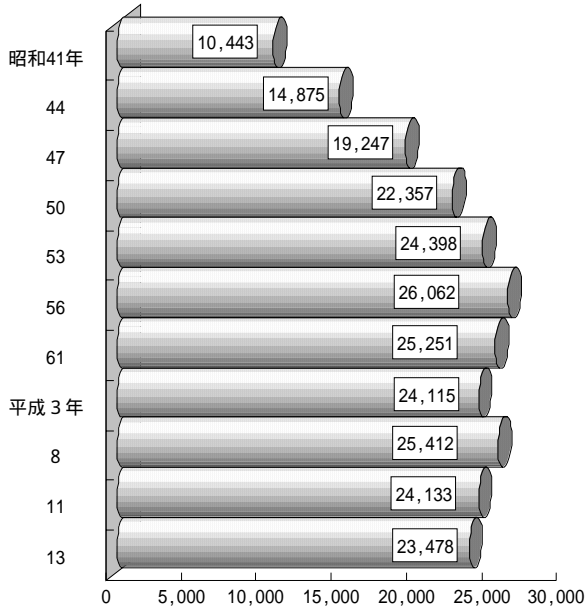


世帯人数別の世帯数構成

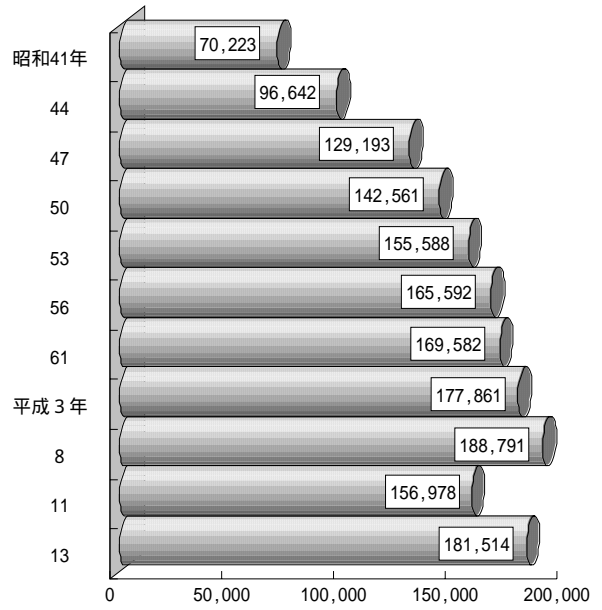


事業数・従業員数の推移

事業所の推移

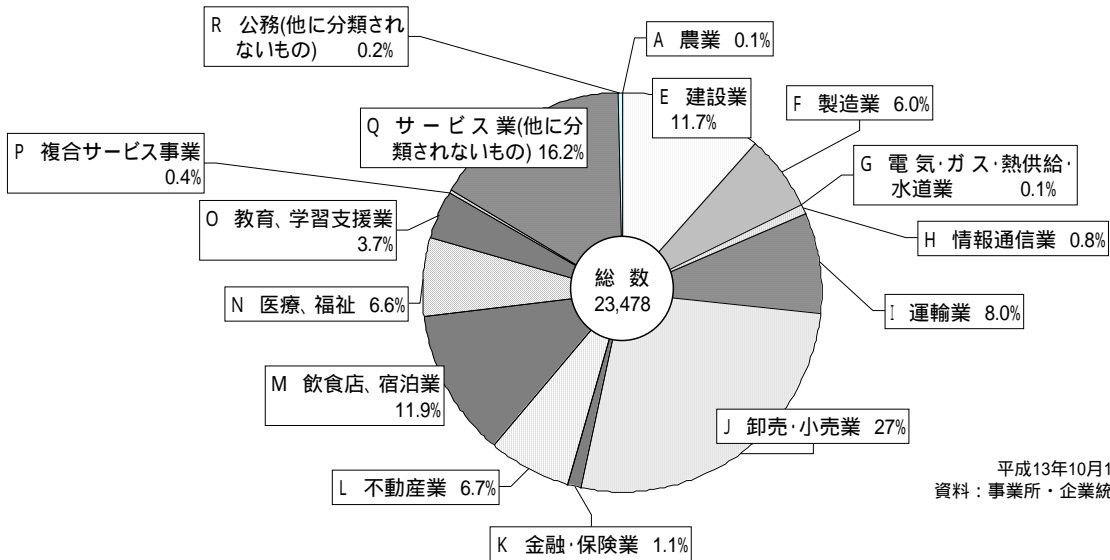


従業者数の推移



資料：事業所・企業統計調査

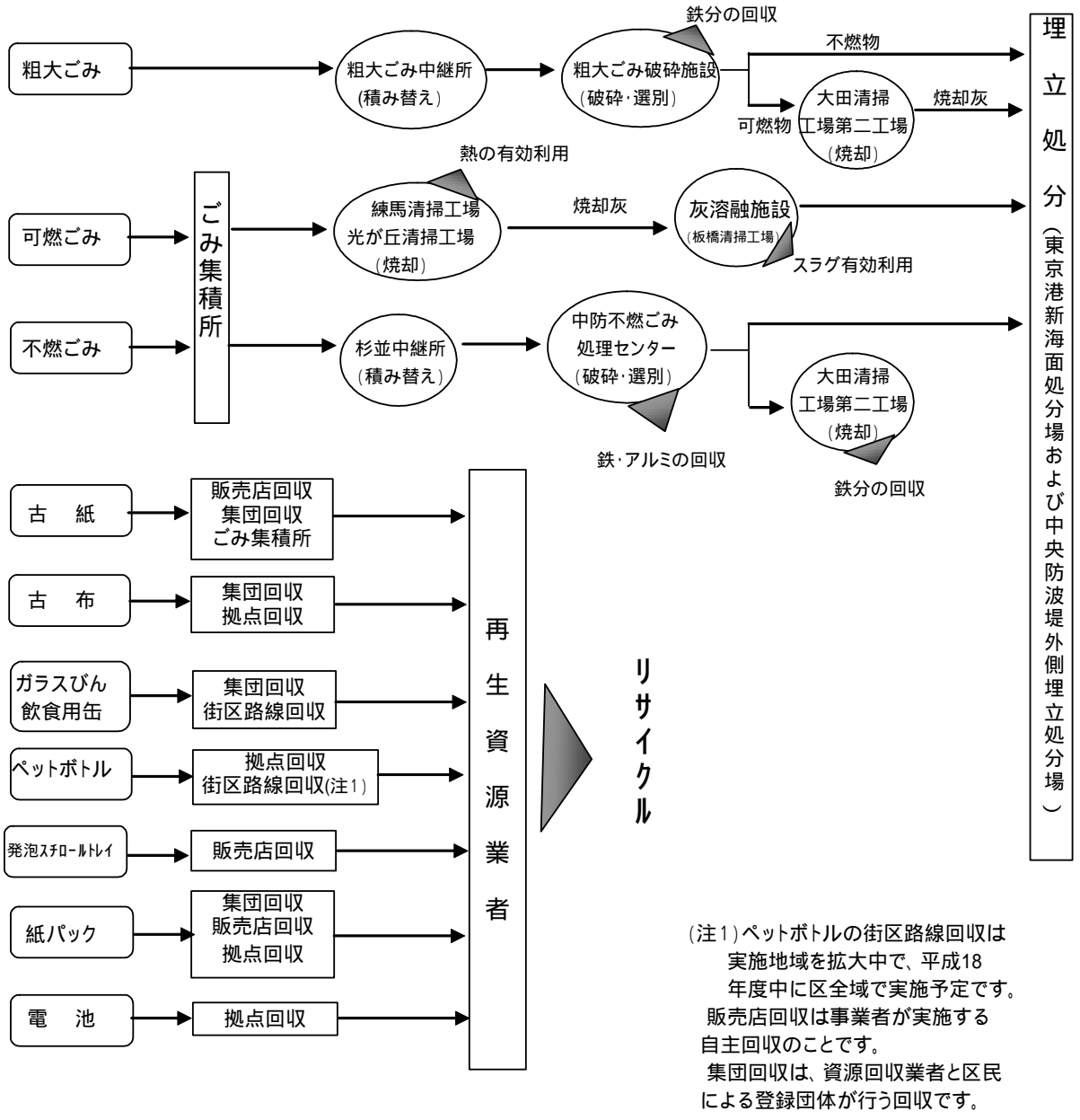
事業所の構成比



平成13年10月1日現在
資料：事業所・企業統計調査

資源リサイクル・清掃事業

練馬区のごみ処理・処分フロー

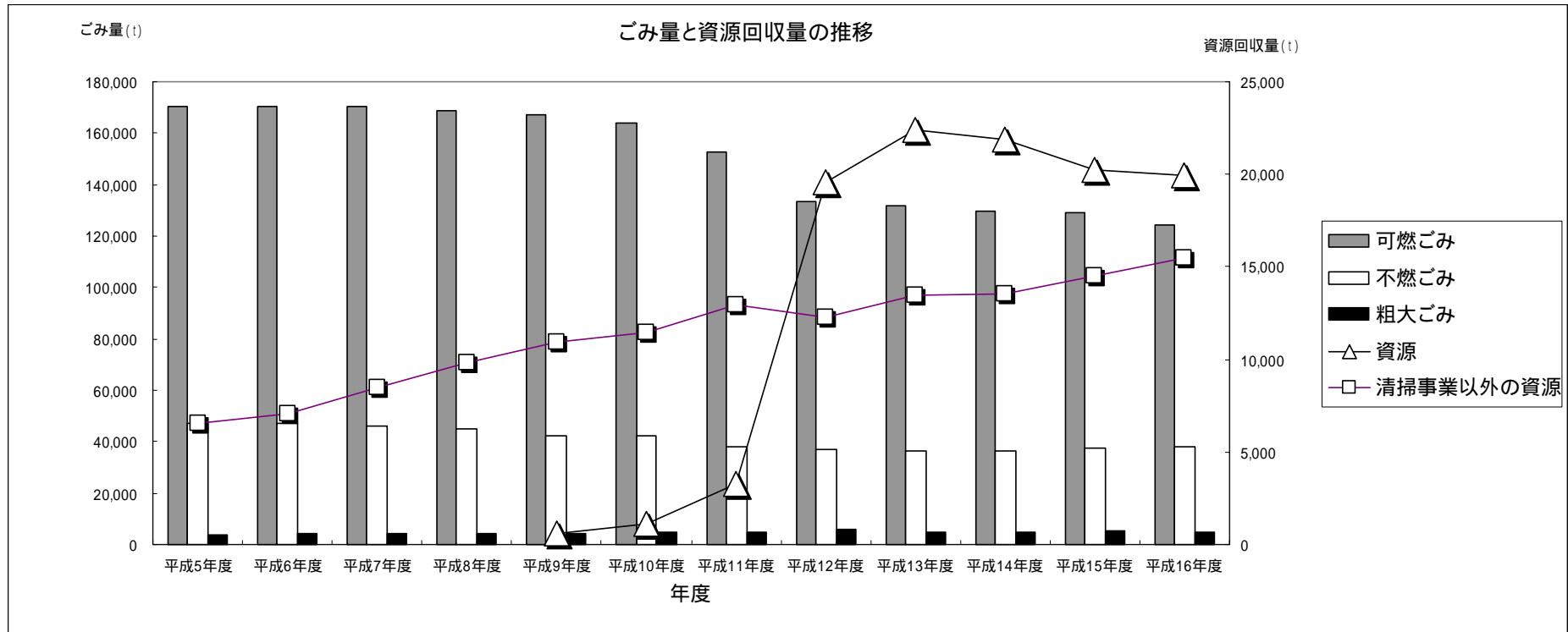


バッテリー・灯油・ガソリン・塗料などの危険性のあるものやタイヤ・ピアノ・耐火金庫など
 処理が困難なものは収集できません。処理方法は購入したお店、メーカーにご確認いただく必要があります。
 洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫(電気冷凍庫を含む)や家庭用パソコンは、法にもとづいた
 リサイクルを行っていただく必要があります。

ごみと資源回収量の推移

単位：t

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
清掃事業	可燃ごみ	170,422	170,200	170,335	168,978	167,295	164,062	152,874	133,567	131,555	129,776	129,104	124,300
	不燃ごみ	47,183	47,302	46,322	45,129	42,479	42,370	37,970	37,005	36,325	36,509	37,281	37,857
	粗大ごみ	3,887	4,156	4,266	4,175	4,063	4,709	4,954	5,700	4,842	4,680	5,156	4,946
	資源	----	----	----	----	572	1,116	3,270	19,602	22,409	21,906	20,258	19,972
清掃事業以外の資源	6,584	7,037	8,479	9,842	10,925	11,485	12,963	12,313	13,473	13,558	14,472	15,458	
合計	228,076	228,695	229,402	228,124	225,334	223,742	212,031	208,187	208,604	206,429	206,271	202,533	



区民1人1日あたりの資源・ごみ量の推移

単位: g/人日

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
総人口(人) (各年度1月1日)	632,478	634,785	637,448	641,017	645,859	651,901	657,119	662,383	668,842	674,912	679,863	684,365	
清掃事業	可燃ごみ	738.2	734.6	730.1	722.2	709.7	689.5	635.6	552.5	538.9	526.8	518.8	497.6
	不燃ごみ	204.4	204.2	198.5	192.9	180.2	178.1	157.9	153.1	148.8	148.2	149.8	151.6
	粗大ごみ	16.8	17.9	18.3	17.8	17.2	19.8	20.6	23.6	19.8	19.0	20.7	19.8
	資源	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	4.7	13.6	81.1	91.8	88.9	81.4	80.0
清掃事業以外の資源	28.5	30.4	36.3	42.1	46.3	48.3	53.9	50.9	55.2	55.0	58.2	61.9	
合計	988.0	987.0	983.3	975.0	955.9	940.3	881.6	861.1	854.5	838.0	829.0	810.8	

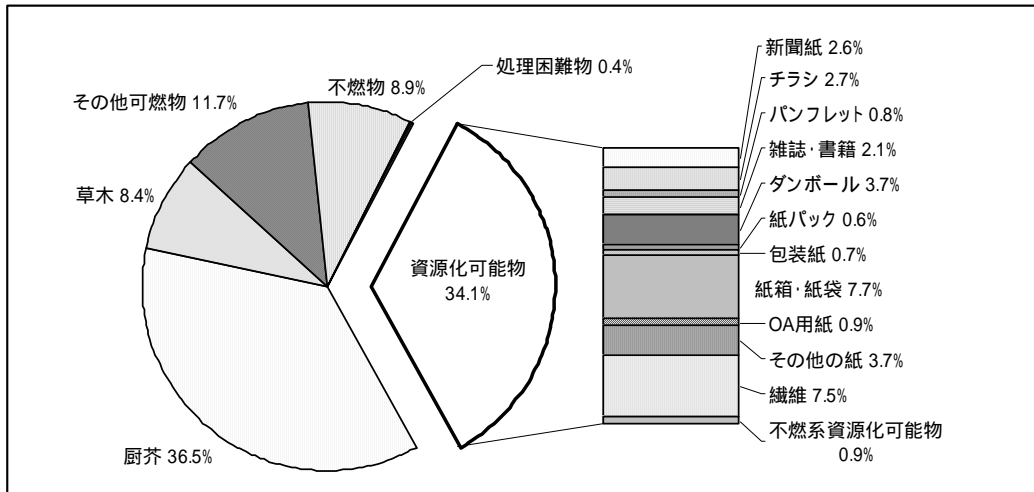
行政による資源回収量実績

団体数を除き、単位: t

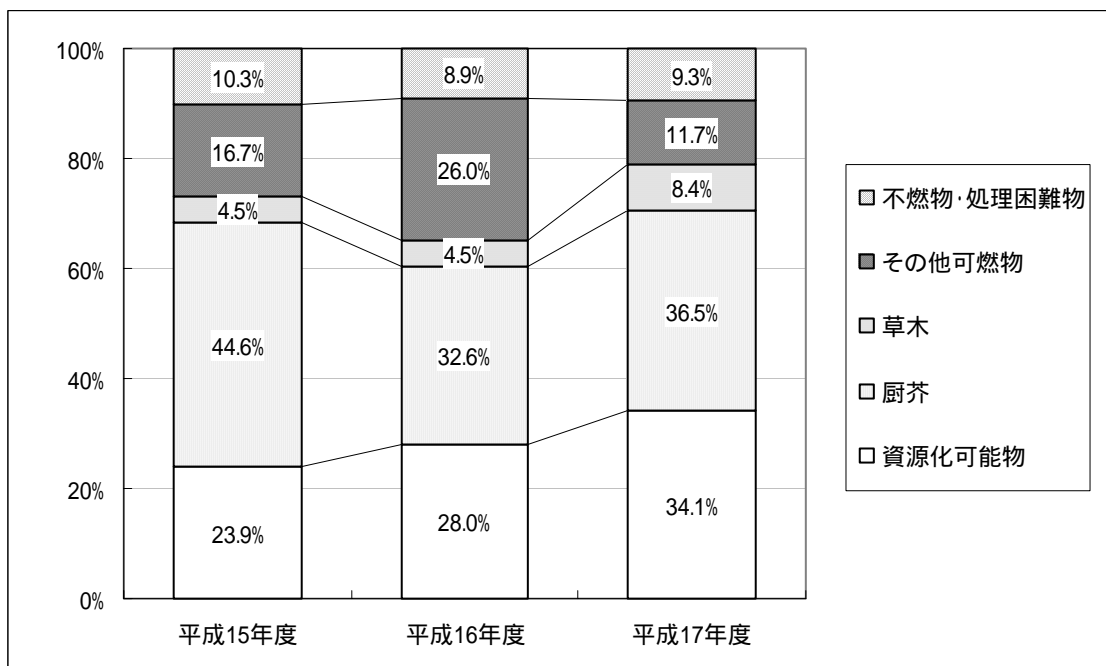
	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度		
集団	回収量	5,849	6,155	7,899	8,472	8,516	8,295	8,912	7,818	7,955	7,269	7,647	8,416	
	団体数	195	226	246	270	285	295	293	291	280	274	283	282	
エリア	古紙	----	----	196	791	1,281	1,268	1,282	----	----	----	----	----	
	古布	----	----	10	57	86	80	92	77	143	----	----	----	
	計	0	0	205	848	1,368	1,348	1,373	77	143	0	0	0	
リサイクル事業	アルミ	63	83	30	39	63	118	187	368	469	510	564	541	
	スチール	134	166	48	70	144	274	407	734	915	998	1,037	1,085	
	生きびん	161	145	61	72	121	193	270	451	333	327	364	369	
	ワンウェイびん	334	413	137	191	434	904	1,314	2,387	3,138	3,343	3,637	3,665	
	紙パック	43	77	87	95	128	133	161	72	70	70	67	63	
	ペットボトル	----	----	11	55	152	220	338	397	428	750	788	928	
	乾電池	----	----	----	----	----	----	8	23	41	54	64	64	
	古布	----	----	----	----	----	----	----	----	250	314	327	327	
		計	735	882	374	521	1,041	1,843	2,678	4,419	5,376	6,289	6,825	7,042
		合計	6,584	7,037	8,479	9,842	10,925	11,485	12,963	12,313	13,473	13,558	14,472	15,458
清掃事業	可燃ごみ	170,422	170,200	170,335	168,978	167,295	164,062	152,874	133,567	131,555	129,776	129,104	124,300	
	不燃ごみ	47,183	47,302	46,322	45,129	42,479	42,370	37,970	37,005	36,325	36,509	37,281	37,857	
	粗大ごみ	3,887	4,156	4,266	4,166	4,063	4,709	4,954	5,700	4,842	4,680	5,156	4,946	
	資源	----	----	----	----	572	1,116	3,270	19,602	22,409	21,906	20,258	19,972	
	古紙	----	----	----	----	398	799	2,932	19,068	21,841	21,579	20,258	19,972	
	びん・缶	----	----	----	----	174	317	338	351	333	327	----	----	
	ペットボトル	----	----	----	----	7,660袋	24,416袋	50,394袋	183	235	----	----	----	
	計	221,492	221,658	220,923	218,273	214,409	212,257	199,068	195,874	195,131	192,871	191,799	187,075	

ごみ排出実態調査

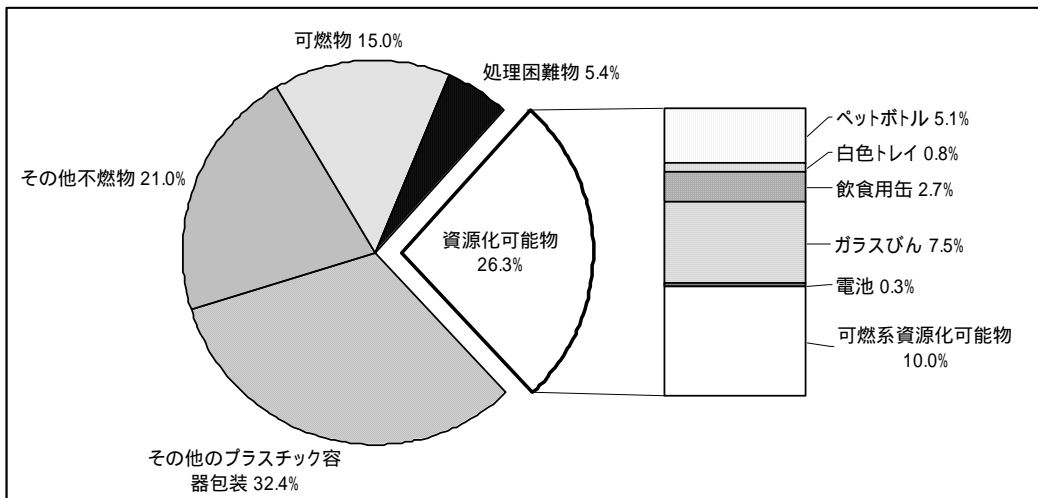
可燃ごみの排出実態調査結果（平成 17 年度）



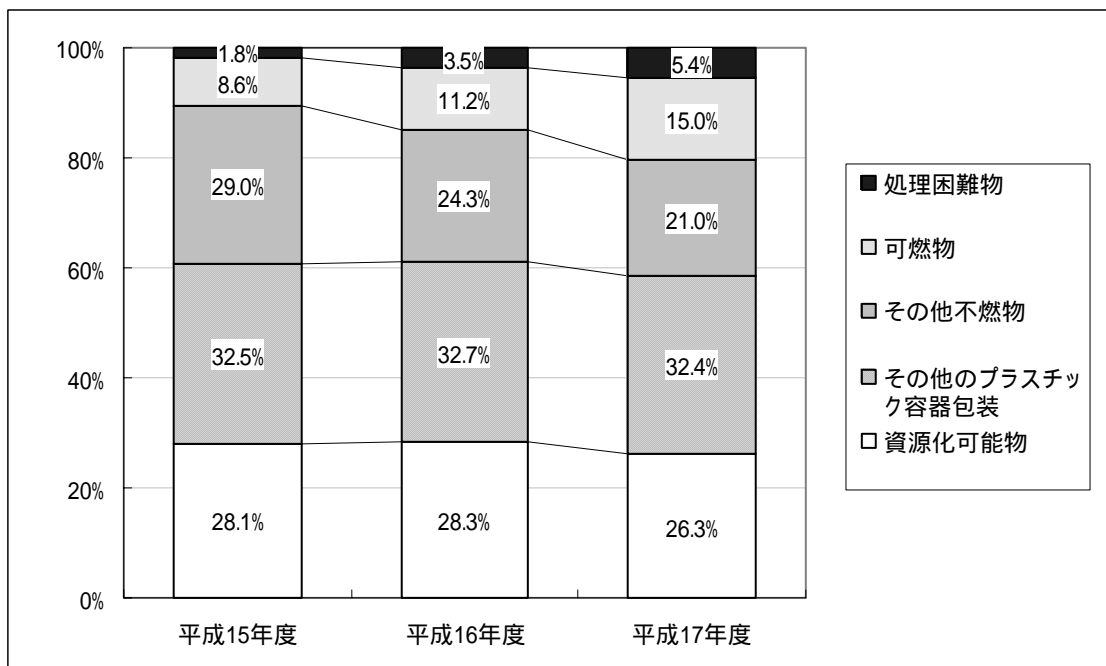
可燃ごみの排出実態調査結果（平成 15 年～17 年度の推移）



不燃ごみの排出実態調査結果（平成 17 年度）



不燃ごみの排出実態調査結果（平成 15 年～17 年度の推移）



東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設

(焼却施設)

清掃工場名	竣工年月	焼却能力 (t/日)
杉 並	昭和 57 年 12 月	600
光 が 丘	昭和 58 年 9 月	300
大 田 第 一	平成 2 年 3 月	600
大 田 第 二	平成 2 年 3 月	420 (灰溶融 : 500)
目 黒	平成 3 年 3 月	600
練 馬	平成 4 年 9 月	520
有 明	平成 7 年 12 月	400
千 歳	平成 8 年 3 月	600
江 戸 川	平成 9 年 1 月	600
墨 田	平成 10 年 1 月	600
北	平成 10 年 3 月	600
新 江 東	平成 10 年 9 月	1,800
港	平成 11 年 1 月	900
豊 島	平成 11 年 6 月	400
中 央	平成 13 年 7 月	600
渋 谷	平成 13 年 7 月	200
板 橋	平成 14 年 11 月	600 (灰溶融 : 180)
多 摩 川	平成 15 年 6 月	300 (灰溶融 : 30)
足 立	平成 17 年 3 月	700 (灰溶融 : 130)
大 井	平成 18 年 3 月 (予定)	600 (灰溶融 : 180)
葛 飾	平成 18 年度 (予定)	500 (灰溶融 : 110)
世 田 谷	平成 19 年度 (予定)	300 (灰溶融 : 120)

(不燃・粗大ごみ処理施設)

施設名	竣工年月	処理能力	処理対象	選別品目	
中防不燃ごみ処理センター	第一プラント	昭和 61 年 12 月	33t/h×2 基	不燃ごみ	鉄分 アルミニウム 不燃物 その他ごみ
	第二プラント	平成 8 年 10 月	48t/h×2 基	不燃ごみ	鉄分 アルミニウム 不燃物 その他ごみ
京浜島不燃ごみ処理センター	平成 8 年 11 月	8t/h×4 基	不燃ごみ	鉄分 アルミニウム 不燃物 その他ごみ	
粗大ごみ破碎処理施設	昭和 54 年 6 月	27t/h×2 基	粗大ごみ	鉄分	
破碎ごみ処理施設	平成 4 年 7 月	180t×1 炉 焼却能力 180t/日	破碎ごみ		

中防不燃ごみ処理センター第一プラントは、平成 20 年度に廃止を予定。

資料：東京二十三区清掃一部事務組合

生活排水処理形態別人口

年度	H12	H13	H14	H15	H16
1 計画処理区域内人口(a)	650,279	656,428	662,085	666,762	671,485
2 水洗化・生活雑排水処理人口(b)	647,140	653,444	659,268	664,545	669,444
(1) 公共下水道使用	647,131	653,435	659,260	664,215	669,114
(2) 合併処理浄化槽使用人口	9	9	8	330	330
3 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	1,921	1,903	1,883	1,397	1,313
4 非水洗化人口(し尿くみ取り)	1,218	1,081	934	820	728
5 生活排水処理率(b/a)	99.5%	99.5%	99.6%	99.7%	99.7%

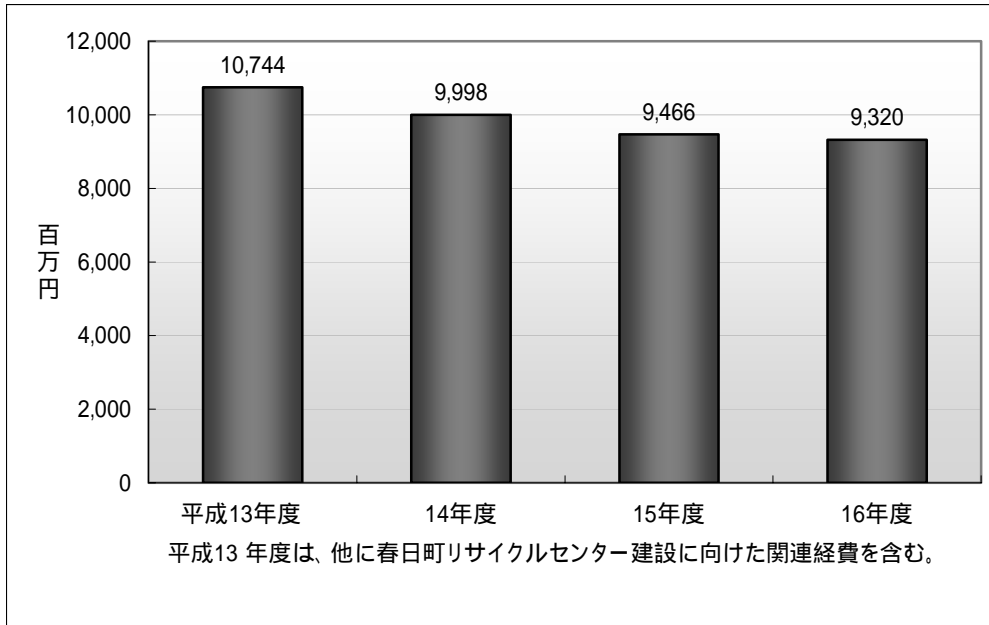
人口は、各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳に基づくものである。

し尿収集実績

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16
収集対象戸数(戸)	762	546	489	423	378	334
年間収集量(キロリットル)	1045	1033	970	897	824	617

処理に関する費用

環境リサイクル費歳出額の推移



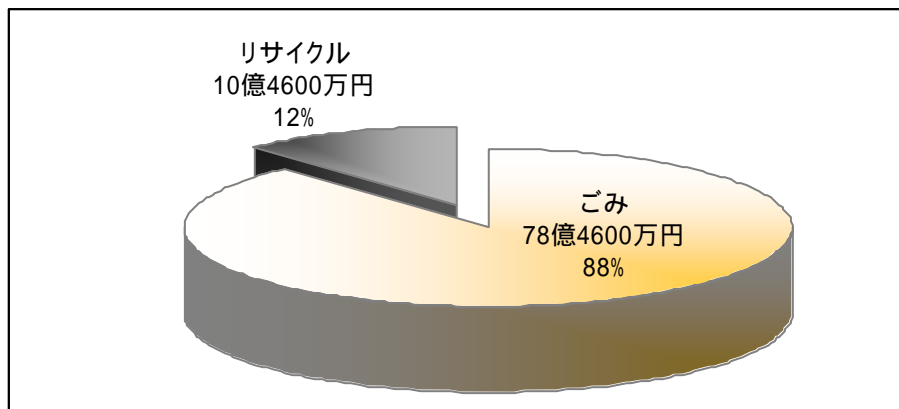
ごみ処理・リサイクル事業にかかる経費分析

(「練馬区の清掃とリサイクルを考える 平成17年5月」より抜粋)

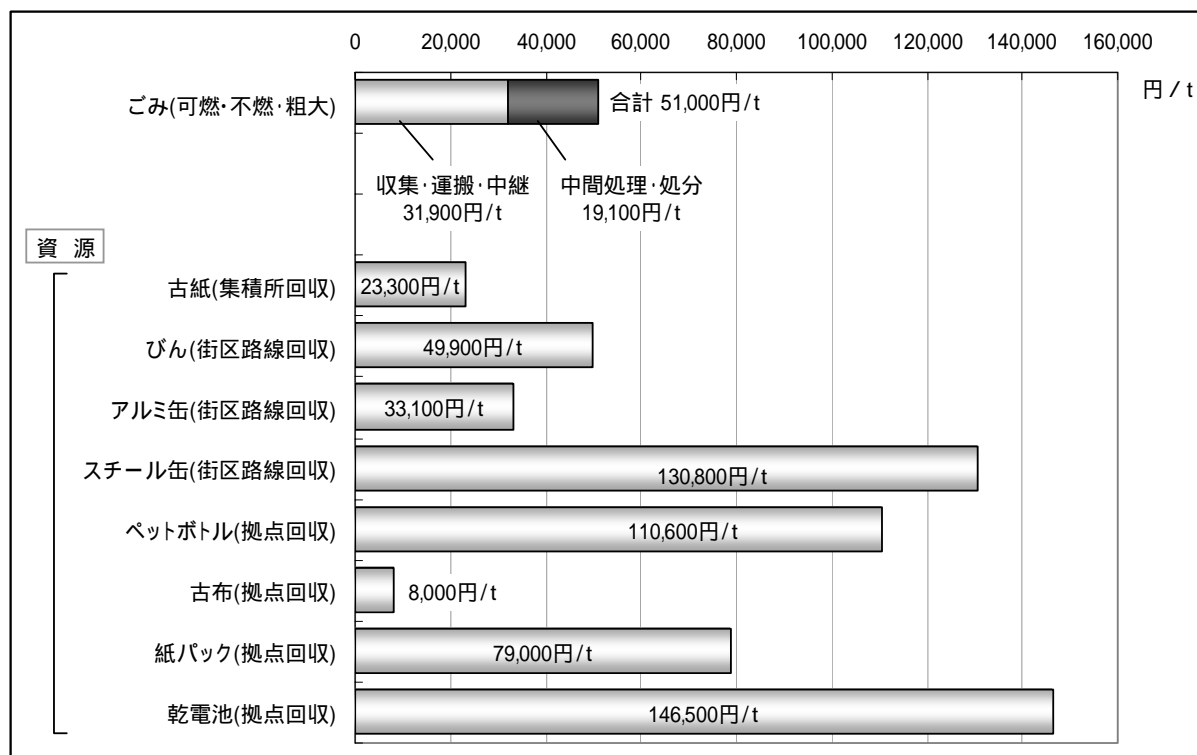
平成15年度清掃・リサイクル事業の経費

	歳出	-	歳入	=	経費(歳出-歳入)	1人あたり年間
金額	94億6600万円		5億7400万円		88億9200万円	13,079円

平成15年度経費のごみ・資源リサイクルの内訳



品目別ごみ処理・リサイクル単価



処理原価については、国の中央環境審議会の意見具申に基づき、環境省が経費算出のガイドラインを検討中であり、今後はその算定方式に基づき算出することになると考えられる。

平成 16 年度ごみ排出原単位調査結果の概要

家庭ごみ排出原単位調査

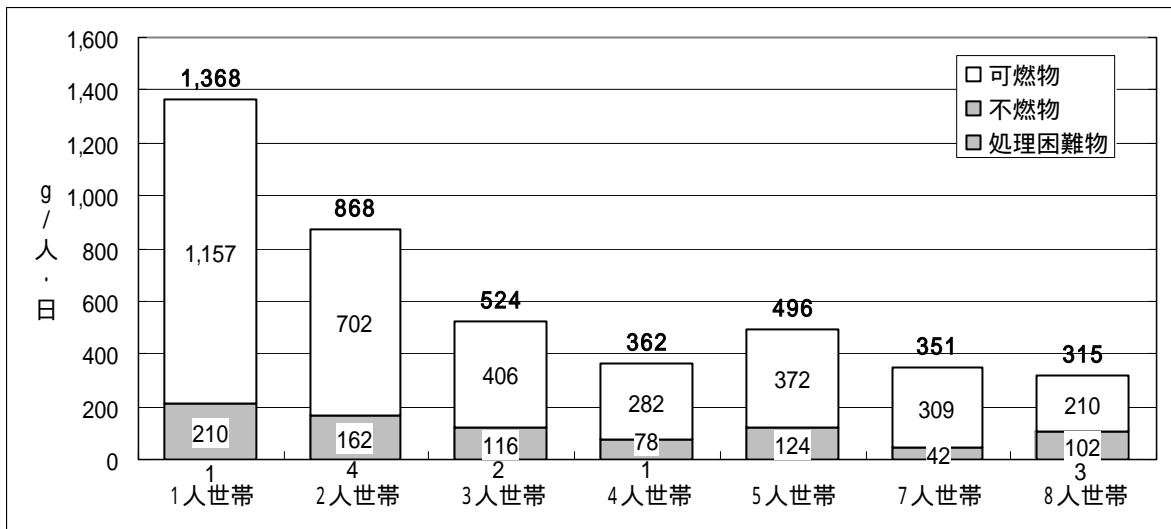
調査内容：モニター世帯を対象とした 1 人 1 日あたりごみ・資源排出量の調査

調査期間：平成 16 年 11 月 4 日～11 月 13 日

調査対象世帯数：110 世帯

1 人 1 日あたりの発生原単位

世帯人数	調査対象世帯数	日平均排出量 (g/人・日)			
		合計	可燃物	不燃物	処理困難物
1人世帯	19	1,368	1,157 (84.6%)	210 (15.3%)	1 (0.1%)
2人世帯	31	868	702 (80.9%)	162 (18.7%)	4 (0.4%)
3人世帯	29	524	406 (77.5%)	116 (22.0%)	2 (0.5%)
4人世帯	24	362	282 (78.1%)	78 (21.7%)	1 (0.2%)
5人世帯	5	496	372 (75.0%)	124 (25.0%)	
7人世帯	1	351	309 (88.0%)	42 (12.0%)	
8人世帯	1	315	210 (66.8%)	102 (32.3%)	3 (0.8%)



事業所ごみ排出原単位調査の概要

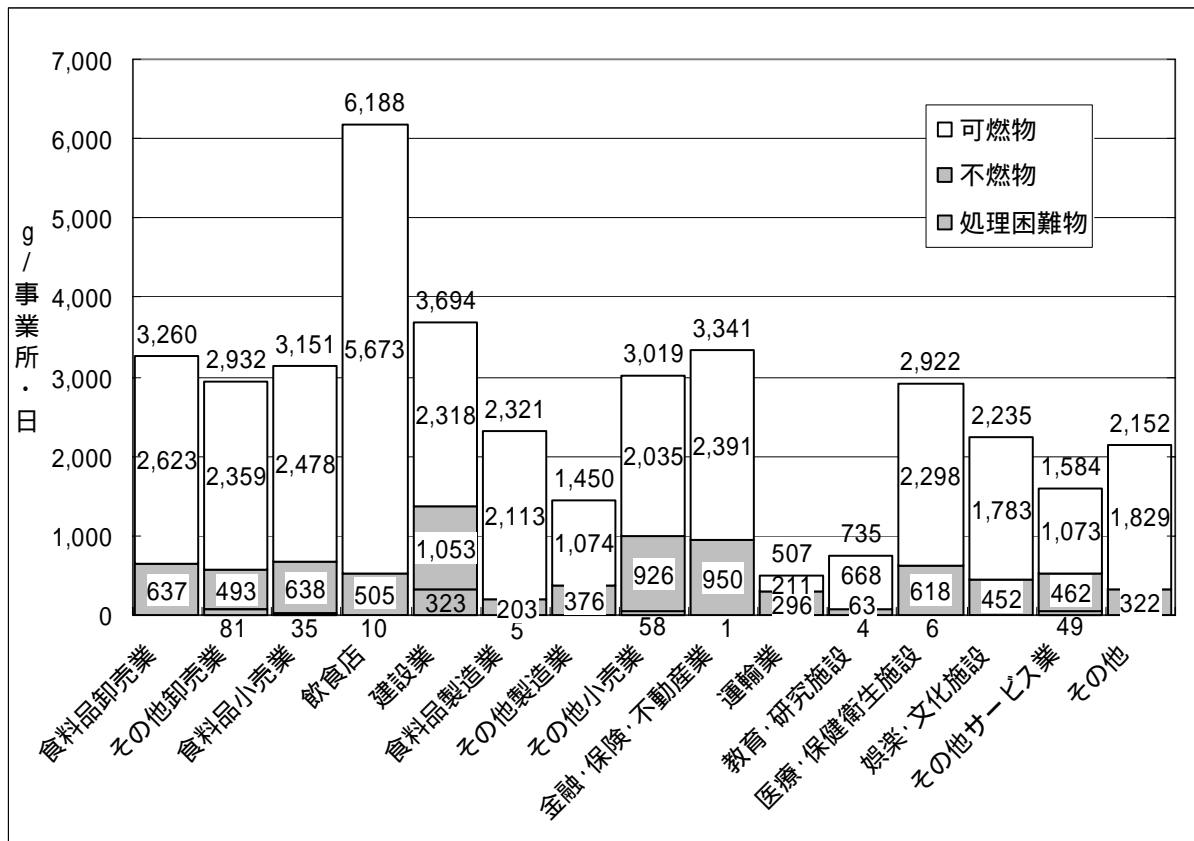
調査内容：モニター事業所を対象とした事業所あたりごみ・資源排出量の調査

調査期間：平成 16 年 11 月 11 日～11 月 22 日

調査対象事業所数：159 事業所

業種別平均 1 事業所あたりごみ排出量

業種	調査対象事業所数	排出原単位 (g/事業所・日)			
		合計	可燃物	不燃物	処理困難物
食料品卸売業	2	3,260	2,623 (80.5%)	637 (19.5%)	0 (0.0%)
その他卸売業	5	2,932	2,359 (80.5%)	493 (16.8%)	81 (2.7%)
食料品小売業	18	3,151	2,478 (78.7%)	638 (20.2%)	35 (1.1%)
飲食店	5	6,188	5,673 (91.7%)	505 (8.2%)	10 (0.2%)
建設業	12	3,694	2,318 (62.8%)	1,053 (28.5%)	323 (8.7%)
食料品製造業	3	2,321	2,113 (91.0%)	203 (8.7%)	5 (0.2%)
その他製造業	11	1,450	1,074 (74.0%)	376 (26.0%)	0 (0.0%)
その他小売業	22	3,019	2,035 (67.4%)	926 (30.7%)	58 (1.9%)
金融・保険・不動産業	5	3,341	2,391 (71.6%)	950 (28.4%)	1 (0.0%)
運輸業	2	507	211 (41.5%)	296 (58.5%)	0 (0.0%)
教育・研究施設	3	735	668 (90.9%)	63 (8.6%)	4 (0.5%)
医療・保健衛生施設	12	2,922	2,298 (78.6%)	618 (21.2%)	6 (0.2%)
娯楽・文化施設	1	2,235	1,783 (79.8%)	452 (20.2%)	0 (0.0%)
その他サービス業	45	1,584	1,073 (67.7%)	462 (29.2%)	49 (3.1%)
その他	13	2,152	1,829 (85.0%)	322 (15.0%)	0 (0.0%)



平成 16 年度区民アンケート調査結果（抜粋）

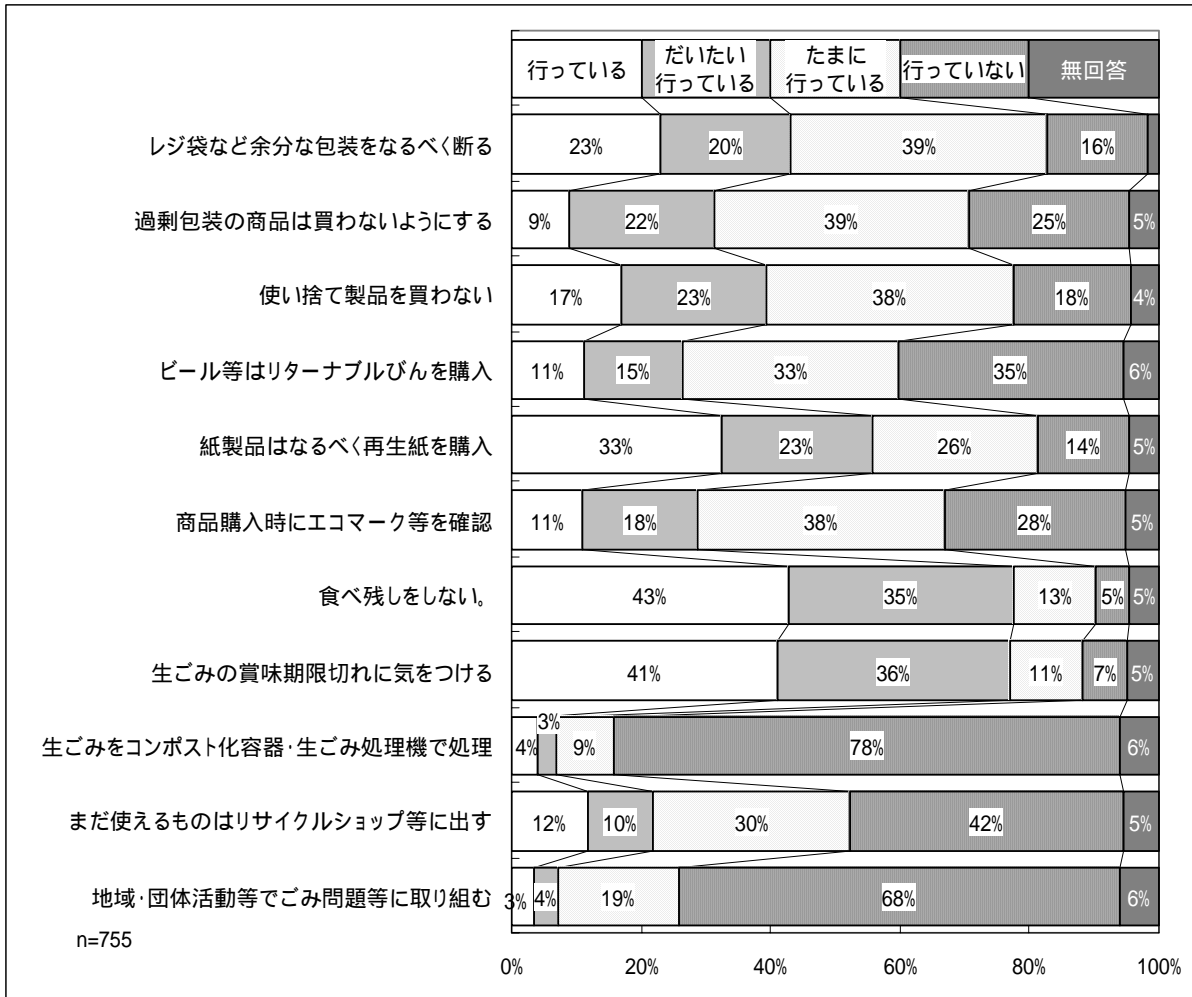
実施日：平成 16 年 10 月 7 日～10 月 22 日

対象：区内 2000 世帯を無作為抽出

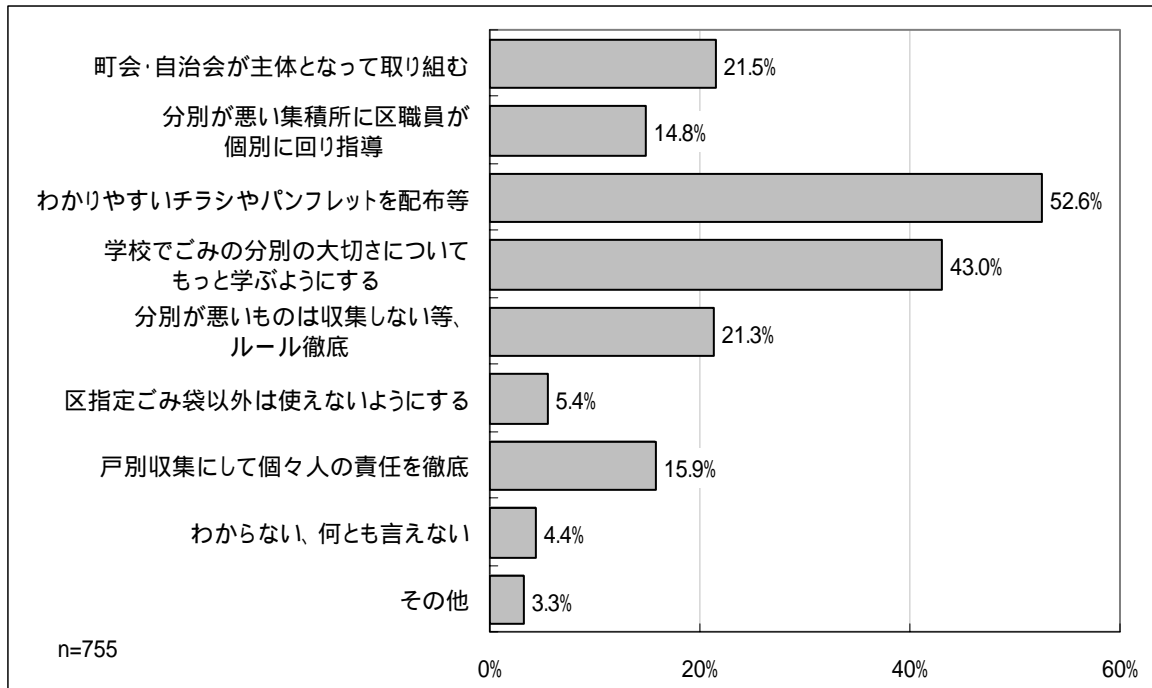
回収率：25.4%（有効発送数 1,978 通、返送数 503 通）

回答数：755 通（世帯内で複数の回答を得たため）

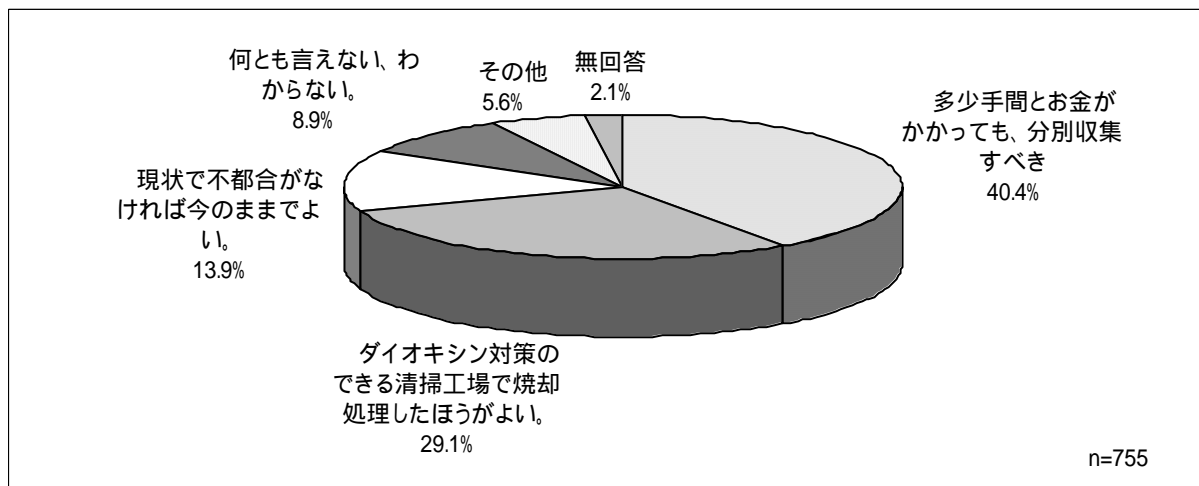
日常生活の中のごみ発生抑制・排出抑制行動の実態（Q2、単数回答）



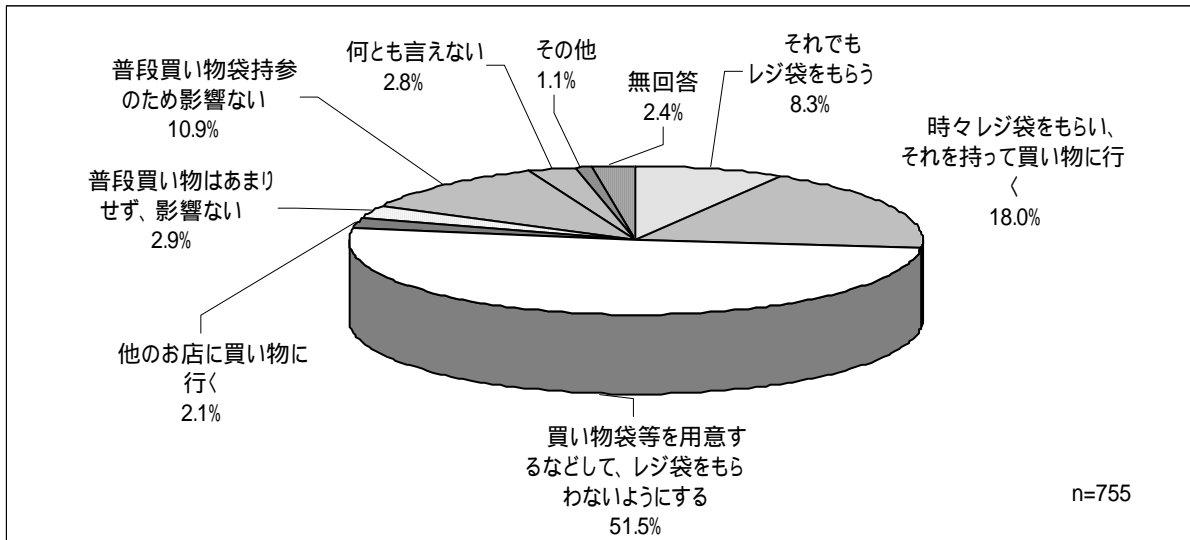
資源やごみの分別ルールを徹底するために必要と思うこと（Q3-1(2)、複数回答）



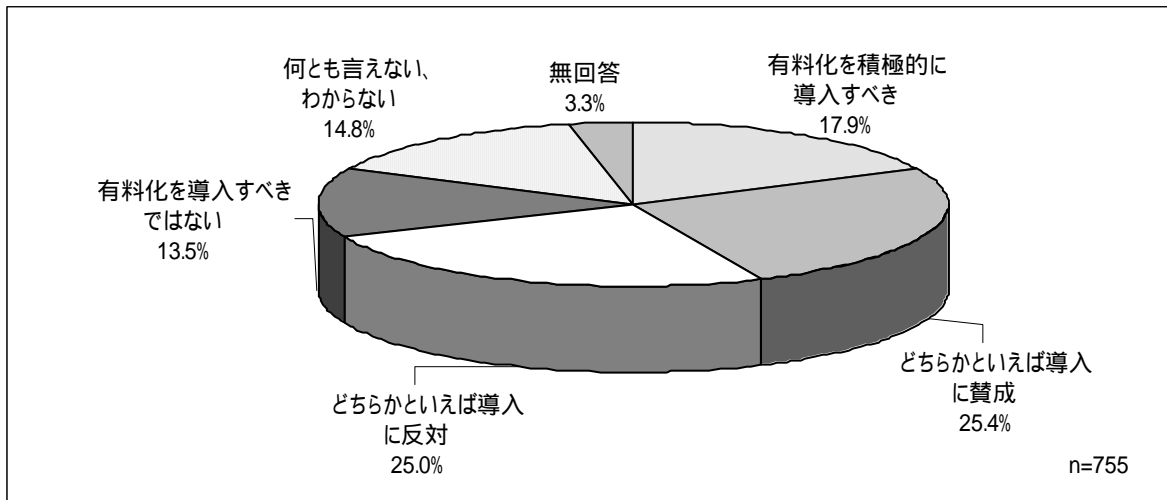
プラスチック製容器包装の分別収集の実施に関する意見（Q3-3(1)、単数回答）



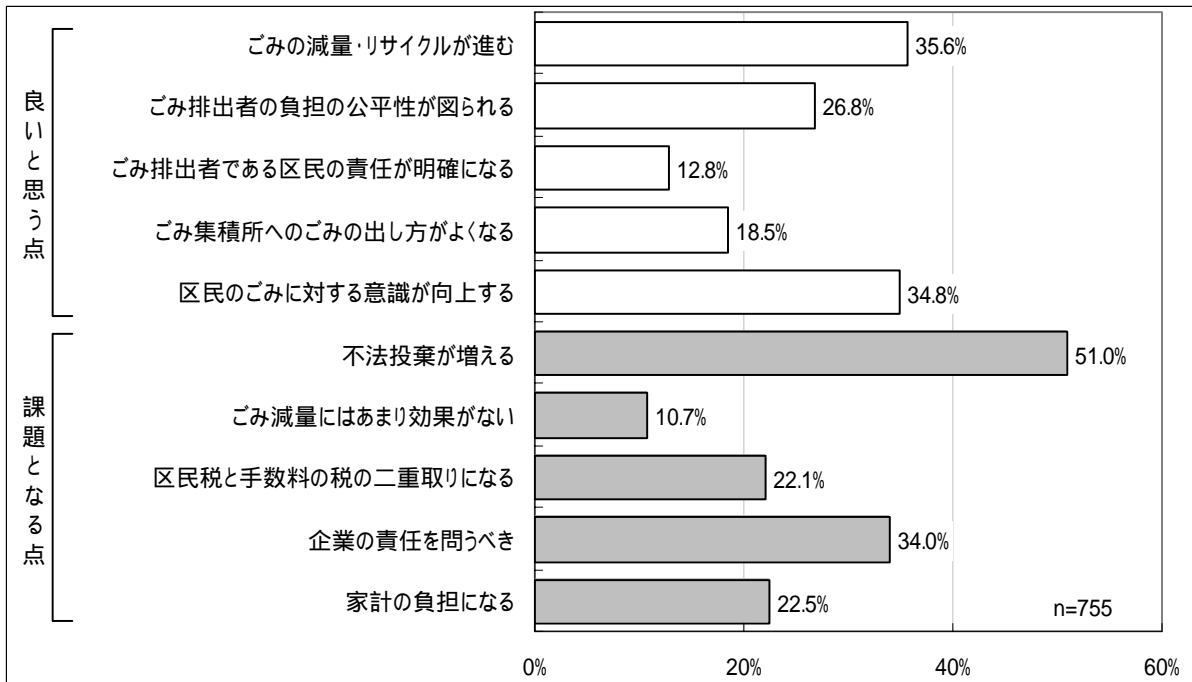
仮にレジ袋が有料化になった場合の行動 (Q3-3(2)、単数回答)



家庭ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)の有料化の是非に関する意見 (Q3-5(1)、単数回答)



ごみの有料化について、よいと思う点・課題になると思う点 (Q3-5(2)、複数回答)



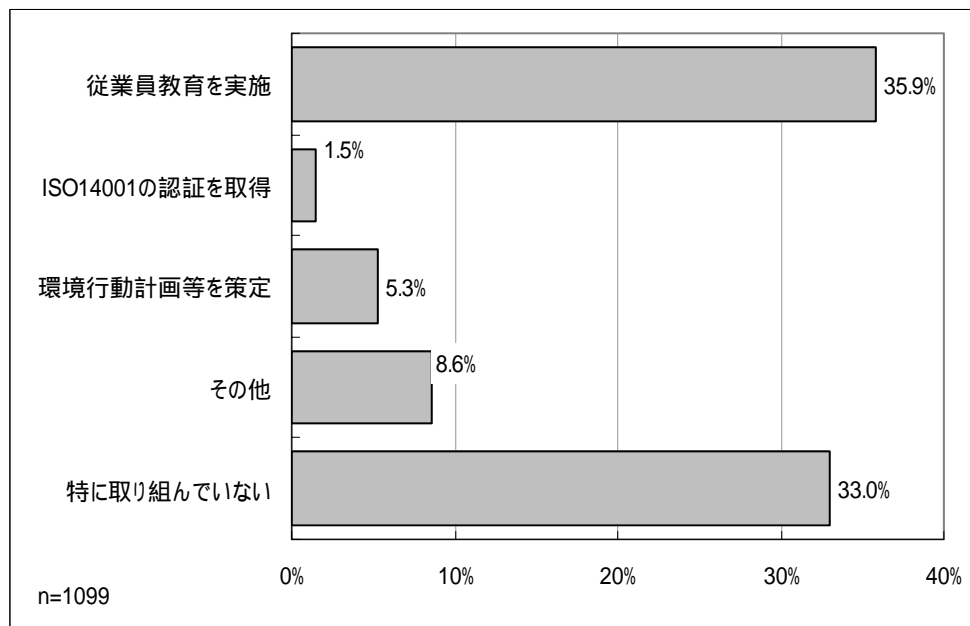
平成 16 年度事業所アンケート調査（抜粋）

実施日：平成 16 年 10 月 7 日～10 月 22 日

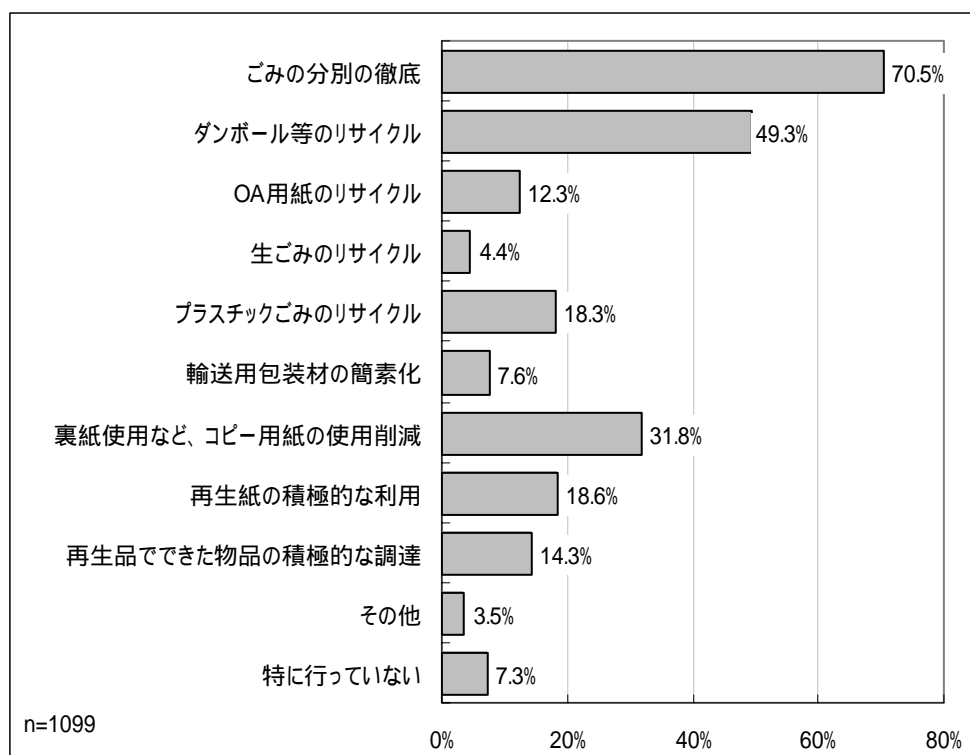
対象：区内 3,000 事業所を無作為抽出

回収率：38.8%（有効発送数 2,833 通、返送数 1,099 通）

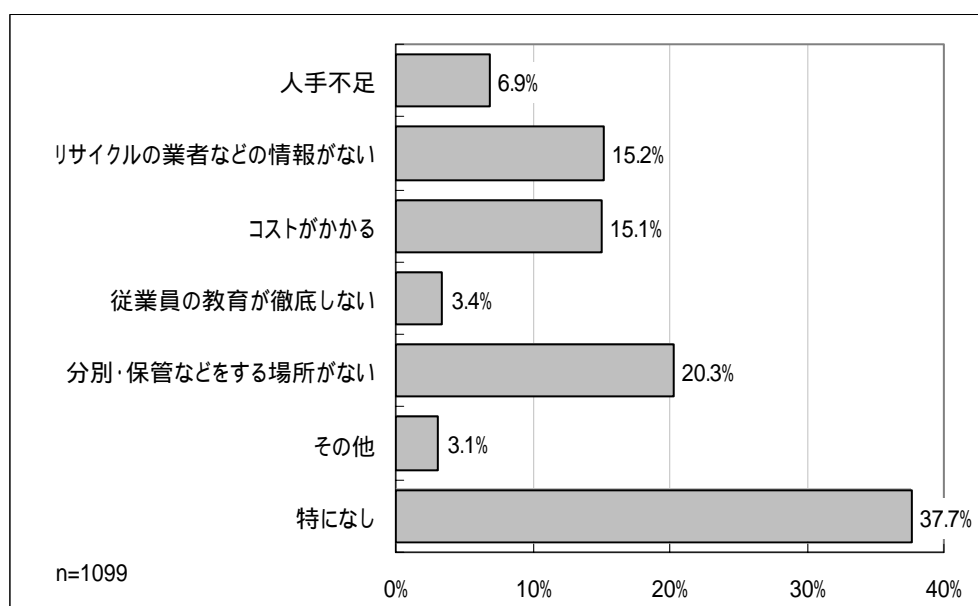
ごみの分別・リサイクルの徹底等に関する従業員教育等の実施状況（Q2-4(3)、複数回答）



事業所内のごみ減量・リサイクルの取り組み実施状況（Q3-1、複数回答）



ごみ減量やリサイクルを進めるうえでの課題（Q3-2、複数回答）



ごみを出さない社会をめざして
(練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画)

平成18年3月発行

発行 練馬区

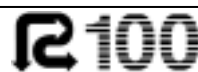
編集 環境まちづくり事業本部 環境清掃部
管理課

Tel 03-3993-1111 (代)

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1



SINCE2005



古紙配合率 100%、白色度 70%
再生紙を使用しています。